

# 南砺市耐震改修促進計画

平成 21 年 3 月策定

平成 30 年 3 月改定

令和 8 年 4 月改定

南 砺 市



# 目次

はじめに.....	1
第1章 計画の目的と位置づけ.....	3
1 計画の目的.....	3
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	4
4 耐震化を促進する建築物.....	4
5 用語の定義.....	5
6 計画改定の背景等.....	7
7 想定される地震の規模・被害の状況.....	9
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	13
1 住宅の耐震化の現状と目標.....	13
(1) 耐震化の現状.....	13
(2) 耐震化の目標.....	15
2 特定建築物の耐震化の現状と目標.....	17
(1) 耐震化の現状.....	17
(2) 耐震化の目標.....	19
3 優先的に耐震化すべき市有建築物.....	20
(1) 耐震化の現状.....	20
(2) 耐震化の目標.....	21
第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策.....	22
1 耐震化の基本的な取組方針.....	22
(1) 役割分担.....	22
(2) 耐震化を促進するための施策の体系.....	24
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策.....	25
(1) 住宅の耐震化支援制度.....	25
(2) 建築物の耐震化支援制度.....	28
(3) 住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知.....	29
3 大地震に備えた事前対策の推進.....	31
(1) 地震時の総合的な安全対策.....	31

(2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備.....	35
(3) 応急仮設住宅の供給体制の整備.....	35
(4) 危険空き家等に関する対策.....	35
(5) がけ崩れ、土砂災害等による建築物の被害の軽減対策.....	36
(6) 歴史的な街並みに配慮した取組.....	36
4 改正耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等.....	37
(1) 要緊急安全確認大規模建築物(※1)の耐震化.....	37
(2) 防災拠点施設(要安全確認計画記載建築物)(※2)の耐震化.....	37
(3) 緊急輸送道路等の沿道建築物(要安全確認計画記載建築物)(※4)の耐震化....	37
(4) 各種認定制度等による耐震化の促進.....	39
第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等.....	40
1 耐震化促進のための環境整備.....	40
(1) 相談体制の充実.....	40
(2) 市ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等による情報提供.....	41
(3) 耐震診断・施工事業者の情報提供.....	41
(4) 技術者の確保等.....	42
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及.....	43
(1) リーフレット等の配布による普及啓発.....	43
(2) 出張耐震説明の実施.....	43
(3) 耐震啓発ローラー作戦による啓発.....	44
(4) 地震防災マップ等を活用した啓発.....	44
3 経済的な耐震改修等の方策の促進.....	45
(1) 住宅リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	45
(2) 低コスト工法の周知.....	45
4 地域との連携・取組の支援.....	46
(1) 自治会・町内会、自主防災組織との連携・取組の支援.....	46
(2) 高齢者世帯等への啓発等.....	46
第5章 建築基準法による勧告等についての所管行政庁との連携.....	47
1 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等.....	47
(1) 耐震改修促進法による指示等の実施について.....	47
(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施について.....	47
2 所管行政庁との連携.....	47
第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項.....	48

1 県、関係団体との連携.....	48
資料編.....	49



## はじめに

### （日本全土で地震が多発しています）

近年、全国各地で大規模地震が相次いで発生し、建物の全半壊等によって、多くの人命が奪われたり、財産を消失したりするなどの甚大な被害が発生しています。

平成 19 年（2007 年）3 月には最大震度 6 強の能登半島地震が発生し、約 700 棟の住宅が全壊し、2,600 人を超える方々が、避難所生活を余儀なくされました。

平成 23 年（2011 年）3 月には、東日本大震災が発生し、地震による強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波や液状化現象により、未曾有の被害をもたらしました。

また、本県同様に地震が少ないと言われていた九州地方でも平成 28 年（2016 年）4 月に熊本地震が発生し、震度 6 弱以上の地震を 7 回も観測し、甚大な被害が発生しました。

さらに、令和 6 年（2024 年）1 月 1 日には、石川県能登地方を震源とするマグニチュード 7.6、最大震度 7 の地震が発生し、南砺市においても震度 5 を観測するなど、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

### （内陸型の地震による死因の約 9 割は住宅の倒壊によるものです）

平成 7 年（1995 年）1 月の阪神・淡路大震災（震度 7）では、9 万棟を超える家が全壊し、地震による直接的な死者数は約 5,500 人となり、その約 9 割（約 4,800 人）は住宅の下敷き等により命を奪われたことがわかっています。さらに倒壊した建築物等は、火災の発生や避難・救援や消火の妨げ、がれきの発生等により被害の拡大をまねきました。

### （地震から生命・財産を守るには住宅・建築物の耐震化が効果的です）

地震の発生を阻止したり予想したりすることは、とても難しいことです。しかし、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅・建築物が倒壊することにより、死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れ（道路が通行できない）等の被害が大きくなることがわかっています。

住宅・建築物を倒壊しないようにするための「耐震化」が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。

### （耐震化の必要性）

現行の耐震基準（新耐震基準）では、極めて稀にしか発生しない大規模な地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

しかし、昭和 56 年（1981 年）以前の旧耐震基準で設計された現行の法律の適用を受けていない建築物は、当時の法規によって確認されたものですので「法違反」とはなりません。が、「既存不適格」ということになります。

こうした状況に鑑み、平成 7 年（1995 年）に耐震改修促進法が施行され、平成 18 年（2006 年）の法改正で、平成 27 年（2015 年）までの特定建築物の耐震化率 90% という数値目標が設定されました。これは、昭和 56 年（1981 年）以前に建てられた建物のうち、

□・

不特定多数の人が利用する建物（特定建築物）の所有者に対して、耐震性の確認と改修に関する努力義務と罰則規定を定めた法律です。

また、平成 25 年（2013 年）5 月に耐震改修促進法が改正され、耐震診断が義務付けられたほか、平成 31 年（2019 年）1 月には耐震改修促進法施行令が改正され、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されました。

さらに、令和 7 年（2025 年）7 月に、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が一部改正され、住宅については令和 17 年（2035 年）までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年（2030 年）までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものを概ね解消するという国の目標が示されるなど、建築物の耐震改修を促進する取組が強化されています。



# 第1章 計画の目的と位置づけ

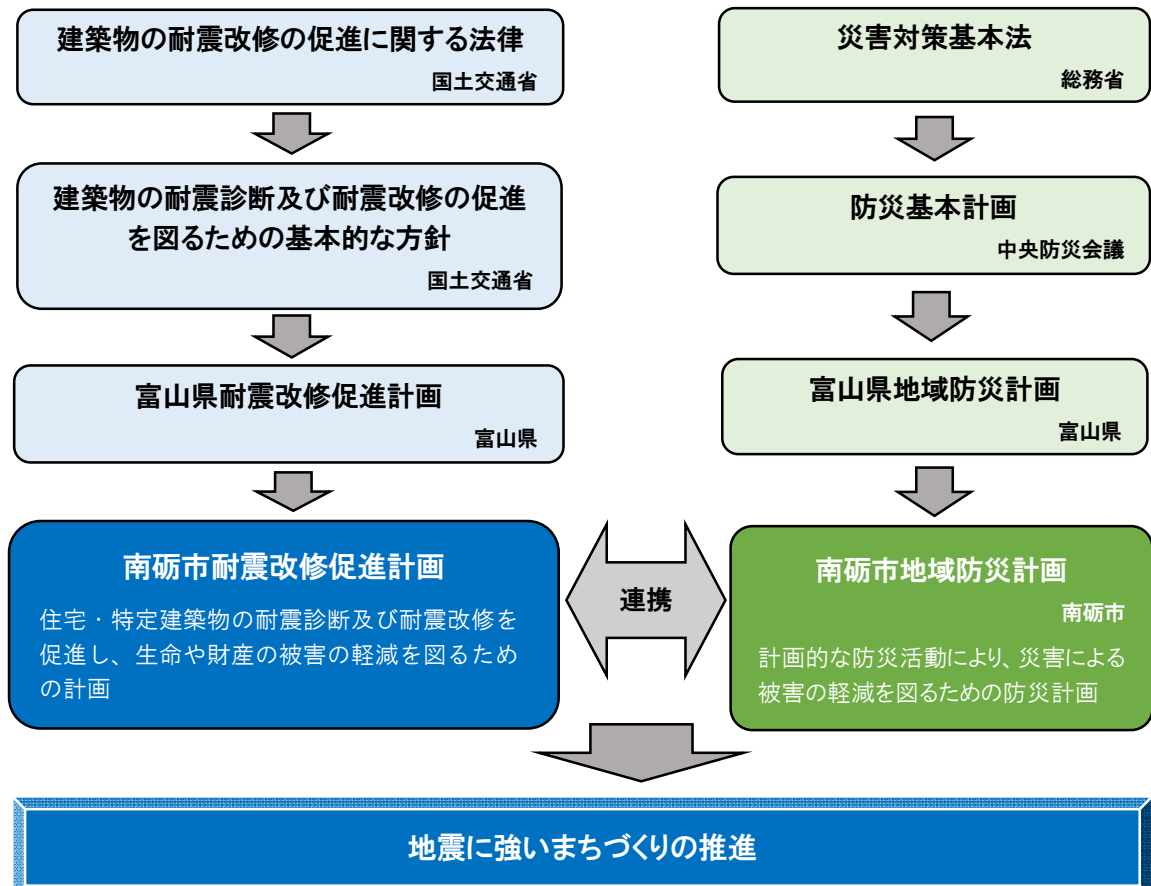
## 1 計画の目的

本計画は、地震による建築物の被害・人的被害を最小限に抑え、市民一人ひとりの生命及び財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進するための基本的な枠組みとして、耐震化の目標と耐震性向上施策等を定めることを目的とします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（令和7年（2025年）5月改正、令和8年（2026年）4月施行）」（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定します。

本市では、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図るための計画として「南砺市地域防災計画」を定めており、本耐震改修促進計画は地域防災計画と連携を図り、住宅・建築物の耐震化率の目標や計画的に耐震対策を実施するための施策等の内容を定めるものです。



□

### 3 計画期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）の10年間とし、令和17年度（2035年度）の目標を設定します。

なお、本計画は社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて適宜計画内容や目標の見直しを行います。

### 4 耐震化を促進する建築物

市民は、自ら所有または管理する建築物について、地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）の耐震化を促進します。

図表 1-1 対象建築物の種類

区分	種類	内容
住宅	戸建住宅、共同住宅	木造及び非木造
特定既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法第14条第一号	学校、体育館、劇場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物
	耐震改修促進法第14条第二号	一定の数量以上の危険物を貯蔵又は処理する建築物
	耐震改修促進法第14条第三号	県計画又は市計画で指定する道路に接する一定の高さ以上の通行障害建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条）	不特定多数の者が利用する既存耐震不適格建築物及び避難確保上特に配慮を要する者が利用する既存耐震不適格建築物で大規模なもの、一定数量以上の危険物を貯蔵又は処理する建築物
	要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条）	県計画で指定する公益上必要な既存耐震不適格建築物、県計画及び市計画で指定する緊急輸送道路等防災上重要な道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物
公共建築物	市有建築物	市が所有する公共建築物で、災害時において防災上重要な役割を担う建築物

注）本市においては、「要安全確認計画記載建築物」に該当する建築物はありません。

また、これら重点対象建築物のほか、地震時の建築物の総合的な安全対策を図るため、次に掲げる建築設備、工作物等も本計画の対象に加え、市内全域の建築物等の地震に対する安全性の向上を図ることとします。

- 居住空間内の安全対策
- エレベーター、エスカレーター的安全対策
- ブロック塀、給湯器等工作物の安全対策
- 屋根瓦の脱落防止対策
- 天井崩落対策 等

## 5 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、次のとおり定義します。

用語	定義
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは敷地の整備をすること。
旧耐震基準	昭和56年(1981年)5月31日以前に着工して建てられた建築物の建築基準法の地震に対する構造の基準。震度5強程度の揺れでは建築物が倒壊せず、破損したとしても補修することで継続使用が可能な構造基準として設定されている。阪神・淡路大震災では、この基準により建築された住宅の約64%が大きな被害を受けたと報告されている。
新耐震基準	昭和56年(1981年)6月1日以降に着工して建てられた建築物の建築基準法の地震に対する構造の基準。建築基準法では最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震(震度5強程度)に対しては構造体を無害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震(震度6強程度)に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標にしている。
耐震化率	すべての建築物のうちの、耐震性がある建築物(新耐震基準によるもの、耐震診断で耐震性ありとされたもの、耐震改修を実施したもの)の割合。
既存耐震不適格建築物	昭和56年(1981年)5月31日以前の旧耐震基準により建築された建築物で、用途や規模によらず、現行の耐震関係規定に適合していないすべての建築物のこと。

用語	定義
特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第14条に定める、学校、体育館、病院、集会場、展示場、老人ホーム、その他多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、このうち、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を除いた建築物のこと。
通行障害建築物	地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のこと。
要緊急安全確認大規模建築物	地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある不特定多数の者が利用する旧耐震基準で建築された大規模な建築物のこと。この建築物には、耐震診断結果の報告が義務付けられている。
要安全確認計画記載建築物 (通行障害既存耐震不適格建築物) (防災拠点建築物)	都道府県又は市町村が指定する旧耐震基準で建築された通行障害建築物、都道府県が指定する旧耐震基準で建築された病院や官公庁等の防災拠点建築物のこと。この建築物には、耐震診断結果の報告が義務付けられている。
耐震診断義務付け建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物。
特定行政庁 所管行政庁	建築主事を置く市町村においては、その市町村の長であり、その他の市町村では、都道府県知事をいう。耐震改修促進法に基づき、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、指導・助言・指示等を行うことができる（本県の場合、富山県、富山市、高岡市）。
緊急輸送道路	災害時の拠点施設を連結し、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消火活動の実施、支援物資の輸送等の観点から重要な道路で、地域防災計画に定められている道路。
一部屋耐震	家屋が倒壊しても一定の耐震空間を確保することで命を守る装置「耐震シェルター」、「耐震ベッド」等を住居内に設置するもの。
軸組工法	建築の基本となる骨組みを柱と梁で構成し、その枠組みによって建物を支える伝統的な日本の木造建築技術。

## 6 計画改定の背景等

### 1) 計画改定の経緯

本市では、住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりを実現し、市民の生命と財産を保護することを目的に、平成21年（2009年）3月に「南砺市耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、平成25年（2013年）5月に耐震改修促進法が改正され、国及び県における住宅・建築物の耐震化率目標が見直しされたことなどを受け、平成30年（2018年）3月に所要の改定を行い、計画に基づき耐震施策を推進してきました。

こうしたなか、令和6年（2024年）1月に発生した能登半島地震では、旧耐震基準の木造建築物の倒壊等の割合が新耐震基準導入以降の木造建築物と比較して顕著に高いことが明らかになりました。

また、国土交通省の調査によると、令和5年（2023年）現在、全国の市町村の約9割において住宅の耐震化率が90%（全国値）を下回っている状況にあり、国は、令和12年（2030年）までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

このような背景のもと、国の法改正及び県の耐震改修促進計画の改定を踏まえ、耐震改修促進計画の見直しを行い、引き続き住宅及び建築物の耐震化、ひいては地震に強いまちづくりの一層の促進を図ります。

### 2) 耐震改修促進法の改正

平成25年（2013年）の耐震改修促進法の改正に伴い、法改正前の定義で「特定建築物」であったものが、その用途・規模により細分化され、一部の用途で大規模なものが「要緊急安全確認大規模建築物（附則第3条）」、それ以外のものが「特定既存耐震不適格建築物（法第14条）」と定められたほか、住宅・建築物の耐震化促進のための規制強化等がなされました。

また、平成31年（2019年）1月には、建築物に附属するブロック塀等についても、建築物本体と同様に、耐震診断義務付けが施行されました。

規制強化の主な内容は、次のとおりです。

#### 建築物耐震化促進のための規制強化

- ・耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象をすべての建築物に拡大
- ・不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付け及び診断結果の公表
- ・庁舎や避難所等の防災拠点施設及び通行障害建築物等について、耐震改修促進計画で指定した場合は、耐震診断を義務付けたうえで、その結果を公表
- ・一定規模以上の危険ブロック塀で避難路沿道にあるものの耐震診断の実施と結果報告を義務付け

また、建築物の耐震化の円滑な促進のための措置として、次の促進策も設けられました。

**建築物耐震化の円滑な促進のための措置**

- ・ 耐震改修計画の認定基準の緩和(※1)による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特例措置(※2)の創設
- ・ 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度(※3)の創設
- ・ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度(※4)の創設

(※1) 建築物の耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、耐震改修の計画について県に認定を申請することができます。この計画が、耐震改修促進法第17条第3項各号に掲げる基準に該当する場合に認定されます。認定基準の緩和とは、新たな耐震改修工法や増改築工事の認定適用範囲を拡大するものです。

(※2) 耐震性の向上のために必要である増築を行う場合において、一定の基準に適合するものは、容積率及び建ぺい率に係る建築基準法上の規定が適用されません。

(※3) 耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物の所有者は、その建築物及び広告等に「耐震認定マーク」を表示することができます。

(※4) 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和（区分所有法の特例：3/4→1/2）するものです。

## 7 想定される地震の規模・被害の状況

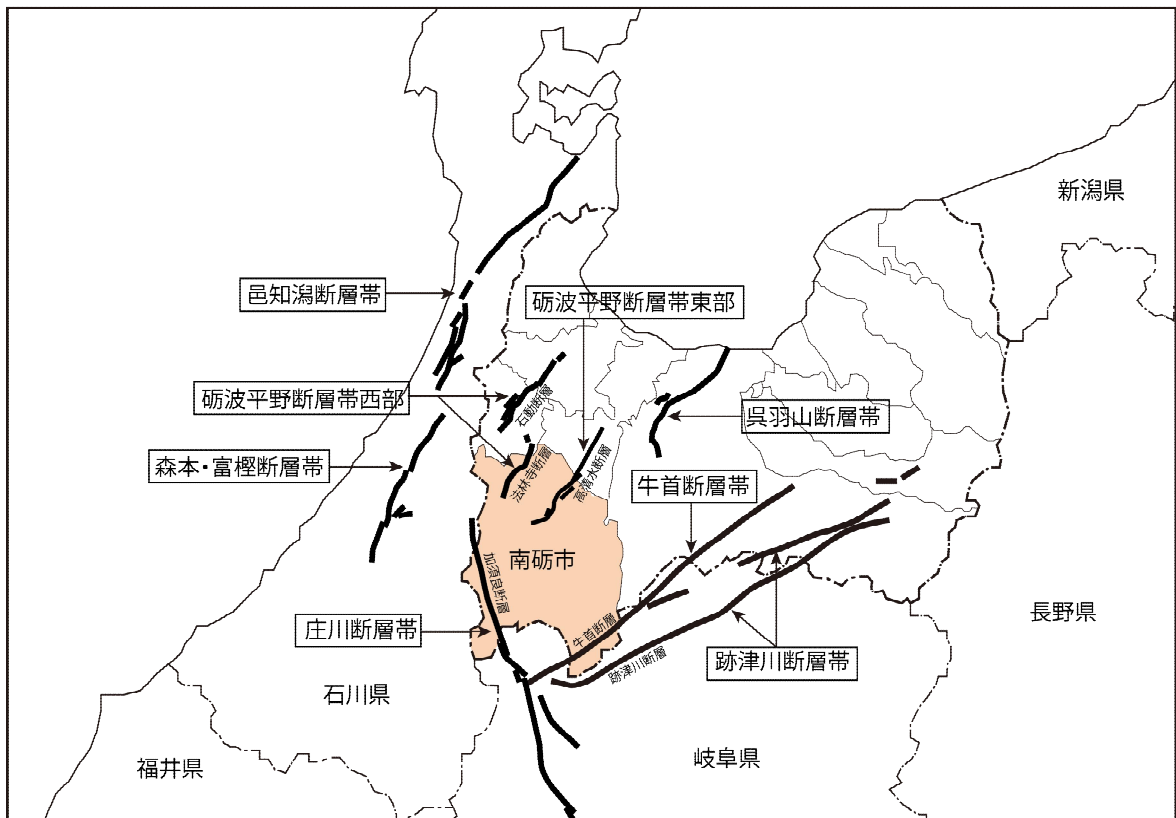
### 1) 南砺市及び周辺の活断層

地震には、海溝型地震と内陸型地震がありますが、過去の記録から、本市に大きな影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層帯、呉羽山断層帯、砺波平野断層帯西部（法林寺断層、石動断層）、砺波平野断層帯東部（高清水断層）等の大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられます。

全国の主要な活断層については、文部科学省の地震調査研究推進本部において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表されています。

現在公表されている活断層のうち、南砺市及び周辺に分布するものは、図表 1-2 に示すとおりです。これら活断層についての長期地震評価は、図表 1-3 に見られるとおり、地震発生確率では、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「Sランク（高いグループ）」、砺波平野断層帯西部、邑知潟断層帯は「Aランク（やや高いグループ）」に属しています。

図表 1-2 南砺市及び周辺に分布する主な活断層



注) 図は、「地震調査研究推進本部（文部科学省）」の公表資料に基づき、南砺市で作成

図表 1-3 各活断層の長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価(※)	地震発生確率(30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部(石動、法林寺断層)	M7.2	A	ほぼ0%~2%もしくはそれ以上	約6,000年~12,000年もしくはそれ以下	約6,900年前~1世紀
砺波平野断層帯東部(高清水断層)	M7.0	S	0.04%~6%	3,000年~7,000年程度	約4,300年前~3,600年前
呉羽山断層帯	M7.2	S	ほぼ0%~5%	3,000年~5,000年程度	約3,500年前~7世紀
跡津川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約2,300年~2,700年	1858年飛越地震
庄川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約3,600年~6,900年	11~16世紀
牛首断層帯	M7.7	Z	ほぼ0%	約5,000年~7,100年	11~12世紀
森本・富樫断層帯	M7.2	S*	2%~8%	1,700年~2,200年程度	約2,000年前~4世紀
邑知瀧断層帯	M7.6	A	2%	約1,200年~1,900年程度	約3,200年前~9世紀

(※) 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。地震後経過率(※2)が0.7以上である活断層については、ランクに「\*」を付記している。

(※2) 地震後経過率：最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

## 2) 過去の地震

1933年以降、富山県内で震度4以上を記録した地震は14回(14日)であり(図表1-4)、全国的にも有感地震の少ない県となっています。

図表 1-4 富山県内で震度4以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	4：伏木
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	4：富山
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	4：富山
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	4：富山、八尾、女良
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	4：富山、伏木
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	4：小矢部
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	5弱：富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋 4：高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	4:氷見、舟橋
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	4:小矢部
2020(令和2)	石川県能登地方	5.5	軽傷2	4:富山、氷見、舟橋
2023(令和5) 5月5日 (14時42分)	能登半島沖	6.5	軽傷1  死者7 (災害関連死7) 重傷14 軽傷44 全壊258 半壊808 一部損壊21,748 (令和7年8月20日 時点)	4:高岡、氷見、小矢部、射水、舟橋
" (21時58分)	能登半島沖	5.9		4:舟橋
2024(令和6) 1月1日 (16時10分)	石川県能登地方	7.6		5強:富山、高岡、氷見、小矢部、南砺、射水、舟橋
" (18時08分)	能登半島沖	5.8		5弱:滑川、黒部、砺波、上市、立山、朝日 4:魚津、入善
" (16時12分)	能登半島沖	5.7		4:富山、高岡、射水、舟橋
" (16時18分)	能登半島沖	4.0		4:富山
" (16時56分)	石川県能登地方	6.1		4:氷見、舟橋
" (18時08分)	石川県能登地方	5.8		4:富山、射水、舟橋、立山
2024(令和6) 1月6日	石川県能登地方	5.4		4:氷見
2024(令和6) 11月26日	石川県西方沖	6.6		軽傷1

資料:「理科年表」(国立天文台、平成13年(2001年))及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和45年(1970年))及び「気象庁震度データベース検索」、富山県防災課等による。

### 3) 被害想定

本計画では、これまでに県が実施した地震調査研究事業の結果や文部科学省の地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層及び砺波平野断層帯西部並びに森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯を震源とする地震発生を前提に被害を想定します。

被害の想定にあたっては、東日本大震災（2011年3月）の教訓を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大級の被害規模想定を行います。具体的には、県において上記6つの断層帯それぞれを震源とする最大級規模の地震発生を前提に算定された被害対象別の被害予測量のうち、それぞれの最大値をもって本市の被害予測値として想定します。

図表 1-5 南砺市における震源地別最大クラスの地震想定に基づく被害想定

		最大クラスの地震想定(震源地別)に基づく被害想定						被害想定 の最大値
		これまでの調査分			新規調査分			
		跡津川	法林寺	呉羽山	砺波平野西部	森本・富樫	邑知潟(ケース4)	
木造建物の被害件数	全壊棟数(棟数)	44	38	54	1,580	2,362	1,235	2,362
	半壊棟数(棟数)	616	313	19,322	7,290	8,995	5,939	19,322
非木造建物からの落下物の件数	飛散物	491	492	—	—	—	—	492
	非飛散物	489	489	—	—	—	—	489
	合計	980	981	0	94	194	99	981
ブロック塀・石塀等の転倒件数	ブロック塀	426	2,291	119	—	—	—	2,291
	石塀	261	1,004	20	—	—	—	1,004
	ブロック塀・石塀合計	687	3,295	139	0	0	0	3,295
	自動販売機	—	—	31	—	—	—	31
道路の被害箇所数	被害箇所数	57	44	—	—	—	—	57
	被害率(箇所/km)	0.04	0.03	—	—	—	—	0.04
上水道の被害箇所数	被害箇所数	25	122	—	—	—	—	122
	被害率(箇所/km)	0.04	0.18	—	—	—	—	0.18
下水道の被害箇所数	被害箇所数	6	29	—	—	—	—	29
	被害率(箇所/km)	0.02	0.09	—	—	—	—	0.09
負傷者数	木造家屋倒壊等の被害による負傷者数	144	937	—	—	—	—	—
	火災による負傷者数	0	0	—	—	—	—	—
	合計	144	937	1,118	627	838	489	1,118
死者数				1	22	43	16	43
避難所避難者数				9,457				9,457

※ ここでの被害の想定は、一定の条件(震度、季節、時間等)を設定し、過去の地震災害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となります。また、各予測値は調査手法が同一でないことから、被害想定の対象項目についても一部、一致していない箇所があります。

※ 邑知潟断層帯を震源とする被害想定は、4つのケースが公表されていますが、このうち本市にとって最も大きな被害(建物被害件数及び死傷者数が最大)を受けるのは「ケース4」であることから、ここでは代表的に「ケース4」のみを掲載しています。

## 第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 住宅の耐震化の現状と目標

#### (1) 耐震化の現状

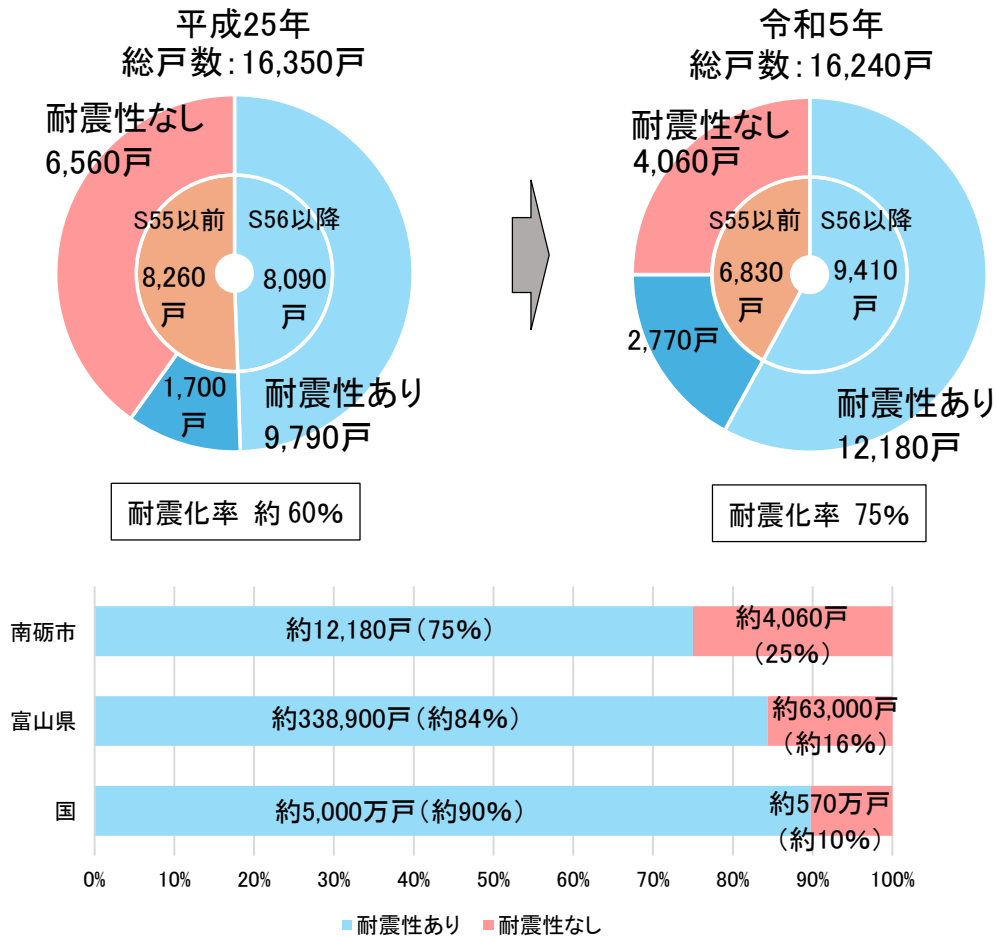
##### 1) 現状推計の方法

住宅の耐震化の現状推計にあたっては、国や富山県の推計値との比較検討を行なうことなどを考慮して、国や県と同様に、総務省の「住宅・土地統計調査」データをもとに推計します。推計の方法は、「富山県耐震改修促進計画」における方法を準用します。

##### 2) 住宅耐震化の現状推計（令和5年）

令和5年の市内の居住世帯有りの住宅総数は16,240戸です。このうち耐震性があると考えられる住宅は、約12,180戸と推計され、耐震化率は75.0%となります。県の耐震化率約84%に比べ、約9ポイント低くなっている状況です。

図表 2-1 住宅の耐震化率の現状 (R5 年) 比較 (南砺市、富山県、国)



資料：総務省「令和5年住宅・土地統計調査」

図表 2-2 南砺市の住宅の耐震化率の現状 (H25、R5)

単位：戸

		H25年調査	令和5年調査	
住宅総数	(A=I+Q)	16,350	16,240	
	S56以降のもの (B=J+R)	8,090	9,410	
	S55以前のもの (C=K+S)	耐震診断で耐震性あり (D=L+T)	—	1,930
		耐震改修工事をした (E=M+U)	490	840
		耐震性が不十分 (F=N+V)	6,560	4,060
	耐震性がある住宅 (G=O+W)	9,790	12,180	
	耐震化率 (H=G/A)	59.9%	75.0%	
内訳	木造戸建住宅 (I)	14,350	13,610	
	S56以降のもの (J)	6,430	7,040	
	S55以前のもの (K)	耐震診断で耐震性あり (L(※1))	—	1,740
		耐震改修工事をした (M)	480	840
		耐震性が不十分(※2) (N=K-L-M)	6,490	3,990
	耐震性がある住宅 H25: (O=I-N) R5: (O=J+L+M)	7,860	9,620	
	耐震化率 (P=O/I)	54.8%	70.7%	
	共同住宅その他の住宅 (Q)	2,000	2,630	
	S56以降のもの (R)	1,660	2,370	
	S55以前のもの (S)	耐震診断で耐震性あり (T(※1))	—	190
		耐震改修工事をした (U)	10	0
		耐震性が不十分(※2) (V=S-T-U)	70	70
		耐震性がある住宅 H25: (W=Q-U) R5: (W=R+T+U)	1,930	2,560
	耐震化率 (X=W/Q)	96.5%	97.3%	

資料：総務省「住宅・土地統計調査」(平成25年、令和5年)

(※1) S55以前のものです耐震診断を実施し、耐震性ありと判定された建物の割合は、木造戸建と非木造戸建は富山県の割合(木造：26.5%、非木造：75.0%)を使用し、木造共同住宅等と非木造共同住宅等は全国の割合(木造：34.3%、非木造：73.9%)を使用した(富山県耐震改修促進計画(令和8年3月改定)の推計方法に準拠)。

(※2) H25年調査における耐震性が不十分な建物数は、国土交通省が実施した都道府県アンケート調査に基づき、S55年以前に建築された建物のうち耐震性が不十分な建物の割合を、木造戸建住宅は88%、共同住宅等は24%と設定したうえで、S55年以前の建物数にそれぞれ乗じ、そこから耐震改修工事を実施した建物数を差し引くことにより算定した。

## (2) 耐震化の目標

### 1) 目標設定における背景と課題

住宅の耐震化率の将来目標について、国の基本方針(※1)では現状の約90%(令和5年)を令和17年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標に定めています。また、富山県の計画(※2)では現状の約84%(令和5年)を令和12年までに90%に、令和17年までに95%にすることを目標にしています。

本市の耐震化率の現状は75%(令和5年)で富山県全体よりも約9ポイント低い状況にあります。

耐震化率向上の主な要素として、①耐震改修工事の実施、②S55以前の耐震性の無い住宅の建替え又は除却等、③新設住宅の増加、の3点が考えられます。一方で、本市は、1住宅あたりの延べ面積が全国2位(※3)であるなど、大きな住宅が多く、耐震改修工事に費用がかかることや、全国と比較して有感地震が少ないため、地震に対する意識が高くないこと、世帯分離の進行により耐震性のない住宅の建て替えが進んでいないことなどが要因となり、全国及び富山県と比較して耐震化率が低い状況となっています。

これらの状況をふまえ、耐震改修の実施のほか、耐震性を満たす住宅への建替えも含め、意識啓発や周知活動、支援制度の活用などの施策を推進することを前提とし、目標を設定する必要があります。

(※1) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針(令和7年7月17日/国土交通省告示第535号)」

(※2) 「富山県耐震改修促進計画(令和8年3月改定/富山県)」

(※3) 「令和5年住宅・土地統計調査」による

### 2) 耐震化の目標設定の方法

富山県の目標値の増加率を算出すると、下表のとおり、令和12年には107%、令和17年には113%となります。

本市においても、富山県と同程度の増加率で耐震化を促進することとし、令和12年に107%、令和17年に113%となるよう耐震化率の向上を目標とします。

図表 2-3 富山県の住宅の耐震化目標の増加率

	現 在	目 標	
	令和5年	令和12年	令和17年
耐震化率	84%	90%	95%
増加率(令和5年比)	—	107%	113%

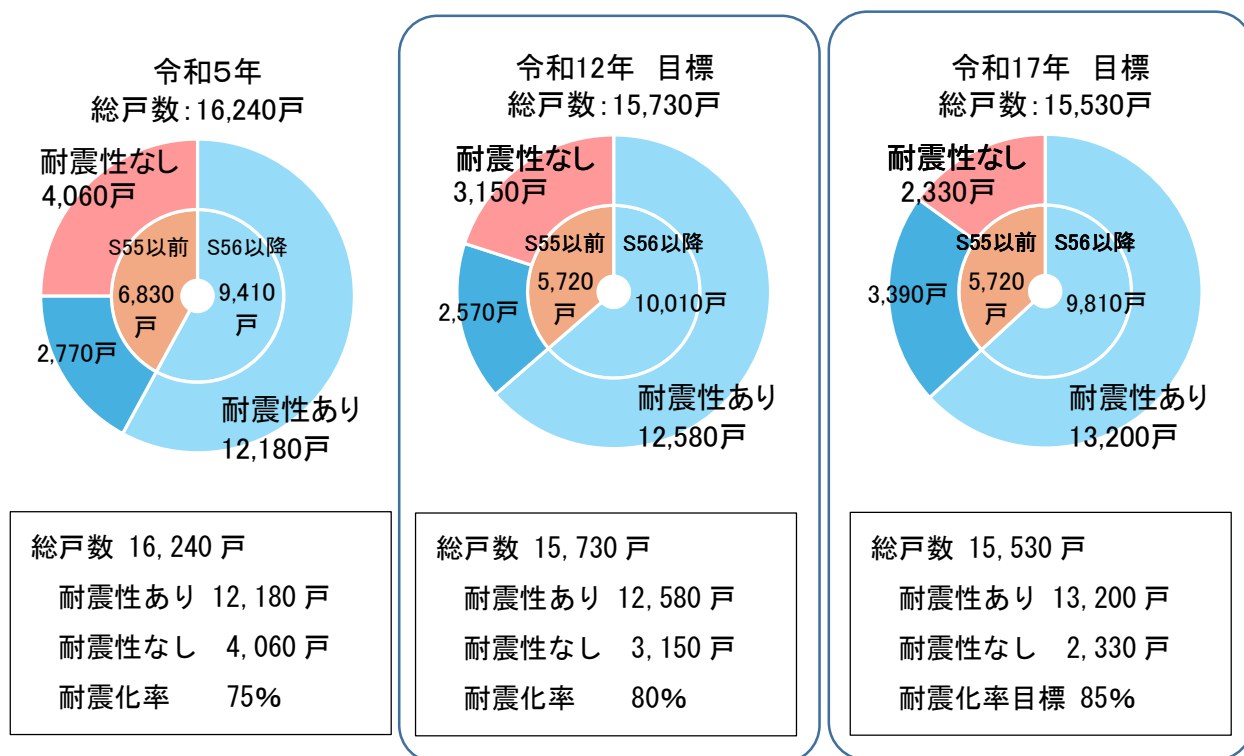
### 3) 耐震化の目標設定

富山県の目標設定を踏まえて、本市は令和17年に耐震化率を85%にすることを目標とします。

図表 2-4 南砺市の住宅の耐震化の目標

	現在	目標	
	令和5年	令和12年	令和17年
耐震性なし住宅数(戸)	4,060	3,150	2,330
住宅総数(戸)(※)	16,240	15,730	15,530
耐震化率	75%	80%	85%
増加率(令和5年比)	—	107%	113%

(※) 令和12年及び令和17年の住宅総数は、トレンド推計による推計値



## 2 特定建築物の耐震化の現状と目標

### (1) 耐震化の現状

多数の人が利用する特定建築物(※1)の総数は、公有施設と民間施設をあわせて市内に138棟あります。このうち耐震性ありの棟数は123棟で、耐震化率は約89%となります。富山県の耐震化率は約92%(※2)となっています。

(※1) 特定建築物：ここでいう特定建築物とは、耐震改修促進法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する建築物」のことをいう。

(※2) 「富山県耐震改修促進計画（令和8年3月改定）」より

図表 2-5 南砺市の特定建築物の耐震化率の現状

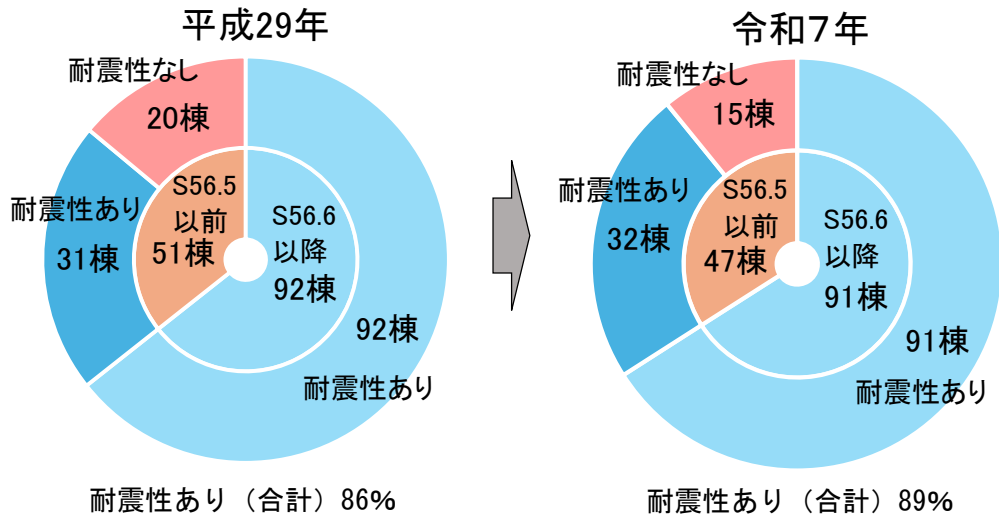
種別	所有区分	全数	S56.6.1以降の建築物	S56.5.31以前の建築物		耐震化率
				耐震性あり	耐震性不十分	
		A	B	C	D	E=(B+C)/A
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、病院、診療所等	公有	12	5	7	0	100%
	民間	4	4	0	0	100%
2. 住民の避難場所として使用される施設及び要配慮者施設 幼稚園・保育園、小中学校、高等学校、体育施設、社会福祉施設等	公有	38	23	9	6	84%
	民間	2	2	0	0	100%
3. 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅等	公有	14	11	2	1	93%
	民間	20	14	6	0	100%
4. 多くの者が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等	公有	7	4	2	1	86%
	民間	8	4	3	1	88%
5. その他の特定建築物 事務所、工場、車庫等	公有	2	0	0	2	0%
	民間	31	24	3	4	87%
合計	公有	72	43	19	10	86%
	民間	65	48	12	5	92%
	計	138	91	32	15	89%

前回（平成29年度）の耐震化率86%に対し、今回（令和7年度）は89%となっており、8年間で約3ポイント上昇しています（図表2-6）。

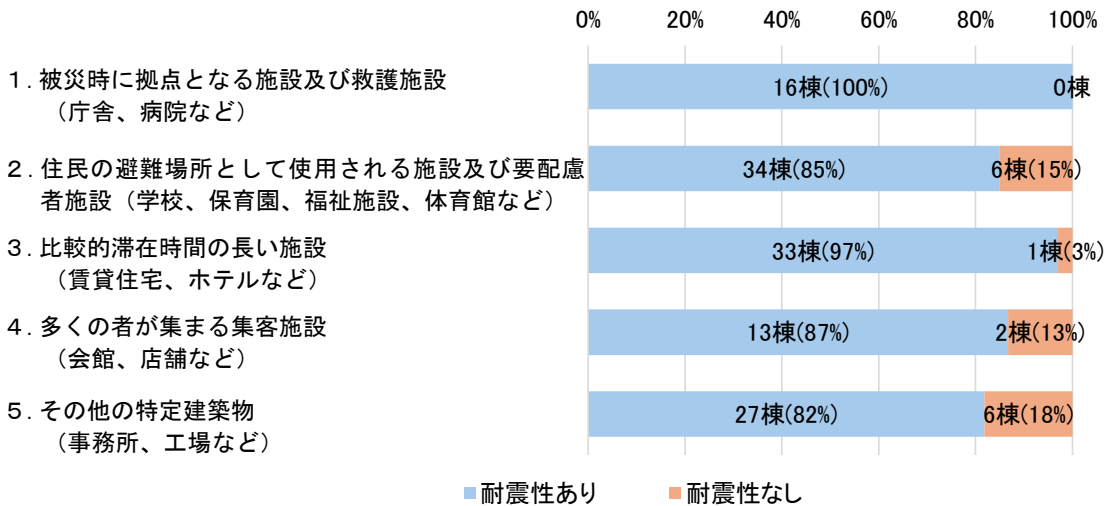
用途別にみると、その他の特定建築物の耐震化率がやや低い状況です（図表2-7）。

所有別にみると、公有施設が民間施設よりもやや耐震化の進捗が遅れている状況にあります（図表2-8）。

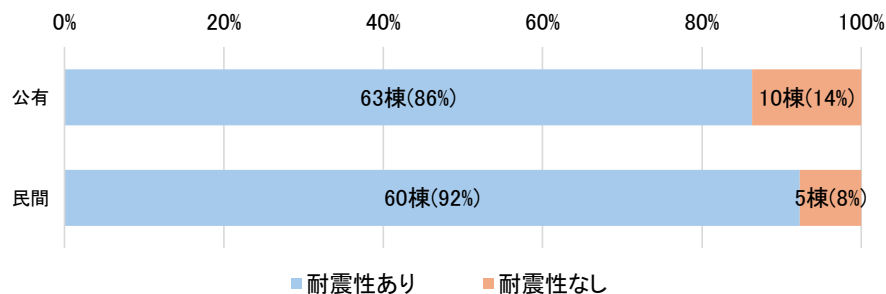
図表 2-6 南砺市の特定建築物の耐震化の進捗状況



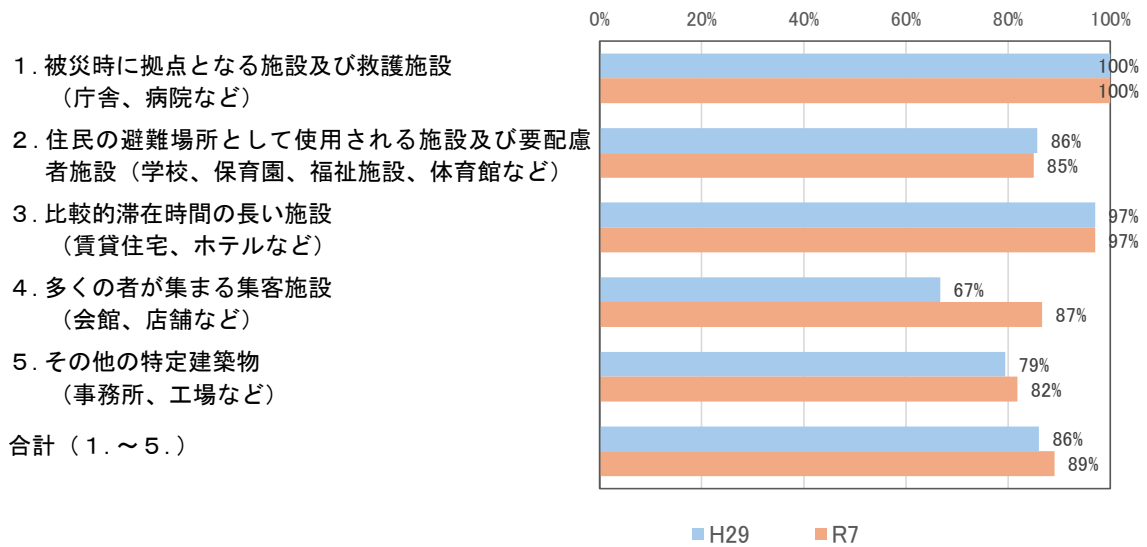
図表 2-7 用途別耐震化の状況



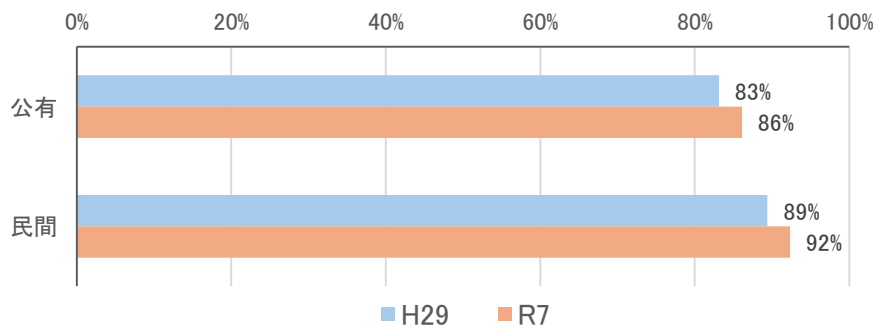
図表 2-8 所有別耐震化の状況



図表 2-9 用途別耐震化率の進捗状況



図表 2-10 所有別耐震化率の進捗状況



## (2) 耐震化の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化率の将来目標について、国の基本方針では現状（令和6年3月時点）の93%を令和12年までにおおむね解消することを目標にしています。また、富山県の計画では現状（令和7年3月時点）の92%を令和17年までに95%にすることを目標にしています。

本市では、既述のように、平成29年度から令和7年度の間に耐震化率は約86%から89%へ向上していますが、目標の95%には達成していません。これは、公共施設については財政難や公共施設再編計画が途上であること、民間施設については所有者の耐震化への意識が高くないことや意識啓発のための取組が行き届いていないこと等が原因と考えられます。今後は公共施設の耐震化の向上とともに民間施設の耐震化の推進が重要な課題となります。

これらの状況をふまえ、多数の者が利用する建築物の耐震化率の将来目標（令和17年）は、意識啓発や周知活動などの施策を推進することを前提とし、富山県と同様の95%に設

定めます。

### 3 優先的に耐震化すべき市有建築物

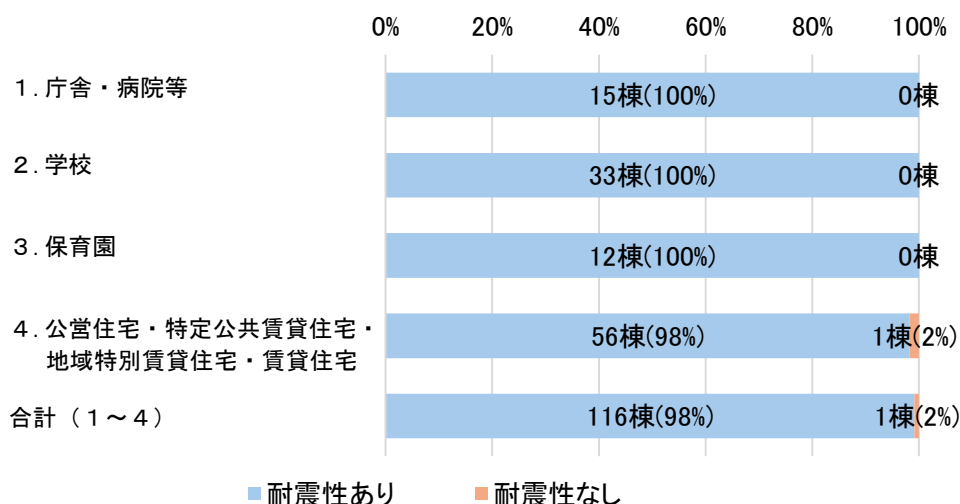
本計画では、地震災害時において災害対策拠点機能等を確保する上で重要な施設、及び多数の者が利用する施設については、優先的に耐震化の促進を図っていく必要があります。この観点から、災害時の拠点施設（庁舎等行政施設）、医療施設（病院、診療所）、学校施設、保育施設、市営住宅の耐震化の目標を設定します。

#### (1) 耐震化の現状

市有施設の耐震化の現状については、庁舎・病院等が100%、学校が100%、保育園が100%、市営住宅が98%で、全体では99%となっています。（図表2-11）

図表 2-11 優先的に耐震化すべき市有建築物の耐震化状況

種別	全数	S56.6.1 以降の建築物	S56.5.31以前の建築物		耐震化率 E=(B+C)/A
			耐震性有り	耐震性 不十分	
			A	B	
1 庁舎・病院等	15	8	7	0	100%
2 学校	33	19	14	0	100%
3 保育園	12	12	0	0	100%
4 公営住宅・特定公共賃貸住宅・地域特別賃貸住宅・賃貸住宅	57	48	8	1	98%
合計	117	87	29	1	99%



## (2) 耐震化の目標

優先的に耐震化すべき市有施設の耐震化の目標は、100%(令和17年)を目指します。

図表 2-12 優先的に耐震化すべき市有施設の耐震化の目標

用途	区分	平成29年	令和7年	令和17年
1 災害時の拠点施設等 (庁舎・病院・診療所)	耐震性あり	14	15	
	耐震性なし	1	0	
	合計	15	15	
	耐震化率	93%	100%	100%
2 学校 (小中学校の校舎・体育館)	耐震性あり	36	33	
	耐震性なし	0	0	
	合計	36	33	
	耐震化率	100%	100%	100%
3 保育園	耐震性あり	12	12	
	耐震性なし	0	0	
	合計	12	12	
	耐震化率	100%	100%	100%
4 公営住宅等 (公営住宅・特定公共賃貸住宅・地域特別賃貸住宅・賃貸住宅)	耐震性あり	69	56	
	耐震性なし	2	1	
	合計	71	57	
	耐震化率	97%	98%	100%
合 計	耐震性あり	131	116	
	耐震性なし	3	1	
	合計	134	117	
	耐震化率	98%	99%	100%

## 第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

### 1 耐震化の基本的な取組方針

地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられています。

既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、市民一人ひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

市は、県との連携の中で、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により市内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。また、住宅の耐震化については、緊急的に促進するため、「南砺市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」等に基づき取り組みます。

#### (1) 役割分担

##### ① 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく、地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

##### ② 県と市の役割

県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努め、市は、市民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

また、市は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組むものとします。

- ・南砺市耐震改修促進計画の改定
- ・耐震化支援策の実施
- ・相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ・建築関係団体、自治会・町内会等の地域との連携・調整
- ・公共建築物の耐震化
- ・南砺市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく取組の推進

### ③ 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

特に、富山県住宅耐震化促進協議会（以下「協議会」という。）の構成団体は、協議会の活動を通じて、住宅の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発や相談会、講習会の開催等により、より効果的な耐震化の促進に努めるものとします。

#### ■富山県住宅耐震化促進協議会の構成団体（令和2年（2020年）8月末現在）

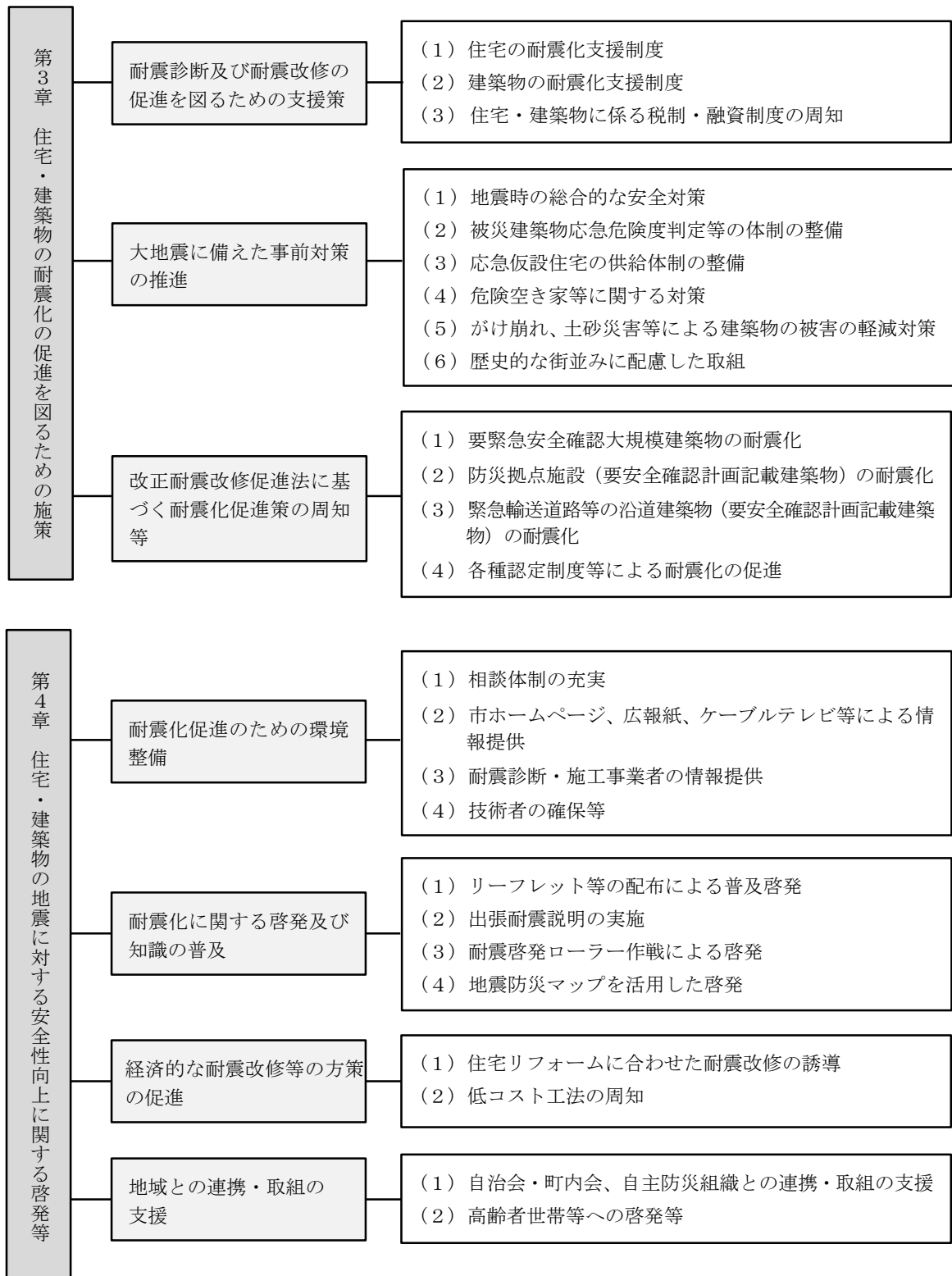
(一社)富山県建築士事務所協会	(一社)富山県建設業協会
(公社)富山県建築士会	(一財)富山県建築住宅センター
(一社)富山県建築組合連合会	(独行)住宅金融支援機構北陸支店
(一社)富山県優良住宅協会	県内全市町村
(一社)富山県住宅宅地協会	県
(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会	

#### ■富山県住宅耐震化促進協議会の活動内容

- 住宅の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発に関すること
- 住宅の耐震に関する相談会、講習会等の開催に関すること
- 住宅の耐震改修事業者の育成に関すること
- その他必要な活動に関すること

**(2) 耐震化を促進するための施策の体系**

耐震化を促進するため、様々な施策を総合的かつ効果的に展開します。



## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市は、市民が住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を行う際に負担軽減となるよう、支援制度や税の優遇措置等の情報の提供及び活用を促進し、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

### ○耐震診断・耐震改修に対する支援制度

	事業名	対象		内容		補助	
		住宅	非住宅	診断	改修	国庫	その他
県	木造住宅耐震診断支援事業	○		○		○	
	木造住宅耐震改修支援事業	○			○	○	
	住みよい家づくり資金融資制度	○					○
国	住宅・建築物安全ストック形成事業	○	○	○	○	○	

### (1) 住宅の耐震化支援制度

#### ① 木造住宅耐震診断支援事業（県）

県では、耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた(一社)富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

#### ○木造住宅耐震診断支援事業の制度概要

対象建築物	耐震診断費用（自己負担費用）	補助率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造一戸建て、平屋建て又は2階建てのもの</li> <li>・昭和56年(1981年)5月31日以前に着工して建てられたもの</li> <li>・軸組工法によるもの(伝統工法によるものも含む)</li> </ul>	延べ面積 280 m <sup>2</sup> 以下 図面有 2,000 円	県 約9割
	延べ面積 280 m <sup>2</sup> 以下 図面無 4,000 円	
	延べ面積 280 m <sup>2</sup> 超 図面有 3,000 円	
	延べ面積 280 m <sup>2</sup> 超 図面無 6,000 円	

#### ② 木造住宅耐震改修支援事業（県・市）

耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市が連携して耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。

なお、富山県は、1住宅あたりの延床面積が全国1位(令和5年 住宅・土地統計調査)であり、工事費が高額となることから、少しでも耐震化を進めるために、部分耐震改修、段階的改修、低コスト化工法も支援対象としています。

また、令和6年度(2024年度)からは、耐震設計に対しても補助金を交付し、支援を拡充しています。

○木造住宅耐震改修支援事業の制度概要

適用条件・対象工事	補助金額	補助率
<p>■適用条件</p> <p>ア 木造の一戸建て、平屋建て又は2階建てのもの</p> <p>イ 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工して建てられたもの</p> <p>ウ 軸組工法によるもの（伝統工法によるものも含む）</p> <p>■次の4つのメニューのいずれかに該当する工事</p> <p>I 建物全体（1階+2階）を改修する工事（Iw値1.0以上）</p> <p>II 1階だけを部分改修する工事（Iw値1.0以上）</p> <p>III 1階の主要居室（寝室・居間等）だけを部分改修する工事（Iw値1.5以上）</p> <p>IV 建物全体を簡易改修する工事（段階的耐震改修）（Iw値0.7以上）</p>	<p>限度額 120万円</p>	<p>【4/5】</p> <p>県 2/5</p> <p>市 2/5</p>
<p>上記工事に伴う耐震補強設計の経費</p>	<p>限度額 20万円</p>	<p>【2/3】</p> <p>県 1/3</p> <p>市 1/3</p>

※Iw値：木造建築物の耐震性能を評価する数値。

1.0以上：倒壊の危険性が低い 0.7以上：大破はするが倒壊の危険性は低い

③ 危険ブロック塀等撤去支援事業（県・市）

令和5年度から避難路（住宅等から避難場所へ通ずる道路）に面した危険ブロック塀等の撤去等を実施する所有者に対し、通行人の安全を確保するため、補助金を交付し、支援しています。

○危険ブロック塀等除去支援事業の制度概要

対象工事	補助金額	補助率
<p>■適用条件</p> <p>住宅に付随する避難路に面する危険ブロック</p> <p>・危険ブロック塀等の撤去</p> <p>・危険ブロック塀の撤去+設置</p>	<p>限度額 12万円</p> <p>限度額 18万円</p>	<p>撤去及び設置工事に要した経費の【2/3】</p> <p>県 1/3</p> <p>市 1/3</p>

④ 住宅瓦屋根耐風改修支援事業（市）

令和7年度から強風や地震等により瓦屋根の脱落・飛散による被害を防止し、居住者等の安全を確保するため、市内全域を対象に補助金を交付し、支援しています。

○住宅瓦屋根耐風改修支援事業の制度概要

対象工事	補助金額	補助率
<b>■適用条件</b> ア 国の基準に適合した瓦屋根に改修 イ 原則、住宅の瓦屋根を全面改修	限度額55万2千円 (1家屋への限度額)	耐風改修工事に 要した経費の23%

⑤ 住みよい家づくり資金融資制度（県）

子育て世帯及び転入世帯の個人住宅の建築や購入に対して融資及び利子補給を行います。また、耐震化リフォームやブロック塀の安全対策に対して融資を行います。

○住みよい家づくり資金融資制度の概要

融資額	融資利率	償還期間
500万円以内	1.6～1.9%（固定金利）	15年以内

## (2) 建築物の耐震化支援制度

### ① 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断が義務付けされた民間の大規模建築物の所有者に対し、県と市が連携して耐震診断・耐震改修工事費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

#### ○国の建築物耐震対策緊急促進事業（要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援）の概要

対象事業	対象建築物	補助率
耐震診断	要緊急安全確認大規模建築物	【5/6】 国 1/2 県・市町村 1/3
耐震改修 又は除去	災害時の活用等の協定を市町村と締結する不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物	【44.8%】 国 1/3 県・市町村 11.5%

### ② 多数の者が利用する建築物の耐震化支援

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県の助言・指導のもと、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用します。

#### ○国の建築物耐震対策緊急促進事業（避難場所等となる建築物の耐震化支援）の概要

対象事業	対象建築物	補助率
耐震診断 補強設計	避難場所等であり、災害時に重要な機能を果たす建築物等	【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3
耐震改修	避難場所等であり、災害時に重要な機能を果たす建築物等	【23% (2/3)】 国 11.5% (1/3) 地方公共団体 11.5% (1/3) ( )は対象が避難所の場合
	避難場所等の天井、エレベーター、エスカレーター	【23%】 国 11.5% 地方公共団体 11.5%

#### ○国の住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修事業）の概要

対象事業	対象建築物	補助率
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物等、天井、エレベーター、エスカレーター	【23%】 国 11.5% 地方公共団体 11.5%
ブロック塀の安全確保	避難路沿道等に存するブロック塀等	【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3

### (3) 住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

#### ① 耐震改修促進税制

住宅の耐震化促進を目的に、税制上の支援策として、「耐震改修促進税制」（所得税額の特別控除、固定資産税の減額）が講じられています。

#### ○耐震改修促進税制の内容

対象	対象となる税	内 容
住 宅	所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年（1981年）5月31日以前に建築された住宅について、令和7年（2025年）12月31日までに耐震改修工事をした場合、当該工事にかかる標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）を工事年分の所得税額から控除（補助金を適用している場合は、その額を差し引いた額が対象）</li> <li>・あわせて、他のリフォーム工事を行う場合、それらの工事についても一定の範囲で5%の税額控除が可能</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和57年（1982年）1月1日以前から所在する住宅のうち、令和8年（2026年）3月31日までに耐震改修工事を完了したもののについて、工事完了の翌年度から1年間、固定資産税の税額を1/2減額（工事完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、2年間、1/2減額）</li> </ul>
建築物	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物（※）で、耐震診断結果が報告されたもののうち、令和11年（2029年）3月31日までに国の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を完了したもののについて、工事完了の翌年度から2年間、固定資産税額を1/2に減額（改修工事費の2.5%が限度）</li> </ul>

（※）要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物

#### ② 住宅ローン減税

住宅の取得又は既存住宅の耐震改修をした場合、住宅借入金等を有する場合に所得税額等から控除等を受けることができます。

#### ○住宅ローン減税の概要

種 別	概 要
住宅借入金等特別控除 （住宅ローン減税）	条件：自宅である、住宅取得後6ヶ月以内に入居し引き続き居住、床面積が50㎡以上、所得金額が2,000万円以下 等 内容：住宅の耐震改修工事費用における年間ローン残高の0.7%を所得税額から控除（最大13年間適用）
中古住宅購入の際のローン減税	条件：住宅ローン減税の条件に加えて、昭和57年（1982年）年1月1日以降に建築された住宅である、現行の耐震基準に適合していること 等 内容：住宅の耐震改修工事費用における年間ローン残高の0.7%を所得税額から控除（10年間適用）

## ③ 住宅金融支援機構による融資制度

住宅金融支援機構では、住宅の耐震改修工事等に対する融資制度として、「リフォーム融資」や高齢者世帯の耐震化を促進するための「高齢者向け耐震改修融資の無利子化・低利子化」等を実施しています。

## ○住宅金融支援機構による融資制度の概要

対象	商品名	概要
個人向け	リフォーム融資 (耐震改修工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修工事または耐震補強工事を行うために必要な資金に対する融資</li> <li>満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例(※)」の利用が可能 (※)毎月の支払を利息のみとし、元金は申込者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅及び土地)の売却等により返済</li> </ul>
	リ・バース60	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する満60歳以上の方向けの住宅ローン</li> <li>毎月の支払いは利息のみで、元金は申請者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅及び土地)の売却により返済</li> <li>「住宅の建設・購入」、「住宅のリフォーム」等の資金使途で利用可能</li> <li>【リ・バース60】耐震改修利子補給制度： 地方公共団体の耐震改修補助金を利用して、耐震改修工事を含むリフォームを行う場合に、無利息または低利息での利用が可能となる制度</li> </ul>
マンション 管理組合・ 区分所有者 向け	マンション共有部分 リフォーム融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事等の工事費用が対象となる融資</li> </ul>

注) 制度の詳細、金利等は住宅金融支援機構のホームページ参照

## 3 大地震に備えた事前対策の推進

### (1) 地震時の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時の総合的な安全性を確保するため、県等と連携し、次の取組を推進します。

#### ① 屋根ふき材、外装材、窓ガラス、外壁、屋外看板等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、屋根ふき材や外装材、窓ガラス、外壁、屋外看板等の損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時に建築物からの落下物による建築物の使用人や行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理や必要に応じて改修を行うよう啓発及び指導を図ります。

特に、建築物の敷地に余裕がない市街地や通学路等の建築物について落下防止対策の実施状況を把握するとともに、未対策建築物について、安全性の確保を促進します。

#### ② ブロック塀等の倒壊防止対策

地震時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を加えることや道路をふさぐことがあります。

県と連携し、リーフレットの配布等を通じて、市民にその危険性を周知し、補強・耐震化を呼びかけるとともに、ブロック塀に代わり、安全性の高い生垣の設置等の普及に努めます。

また、県では、市町村と連携して、道路に面した住宅に付随する危険なブロック塀等の撤去等に補助制度を実施しており、本制度の周知・活用により安全対策を促進します。

そのブロック塀、  
大丈夫  
ですか？



**富山県と市町村で、危険なブロック塀の除却を補助します**

**■ 補助の内容**

- 補助対象事業費  
道路に面した、住宅に付随する危険なブロック塀等の除却に要する工事費
- 補助額  
上記工事費の2/3  
最大10万円
- 補助対象者  
当該ブロック塀等の所有者  
または 管理者
- その他  
除却後の建設費、塀に付随する門柱の除却等、市町村により追加の補助メニューがある場合があります。  
詳しくは各市町村にお問い合わせください。

**■ 危険なブロック塀とは**



- ひび割れ
- 高さ
- 厚さ
- 鉄筋
- 鉄入れ

→ 以下の基準に一つでも該当しない塀

- 補強コンクリートブロック造の塀
  - ・高さ2.2m以下
  - ・厚さ10cm以上
  - ・(高さ2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
  - ・控え壁(高さ1.2m超の場合)：高さ3.4m以下ここに、高さの1/5以上突出した控え壁がある
  - ・基礎：コンクリートの基礎あり
  - ・基礎の埋入深さ(高さ1.2m超の場合)：30cm以上
  - ・着しい積き及び釘けがない
  - ・鉄筋：内部に縦横とも、80cm以下の間隔で直径9mm以上の鉄筋があり、壁頂部および基礎の横筋に、縦筋が引き掛けられている
- 組積造(レンガ造、石造、ブロック造)
  - ・高さ1.2m以下
  - ・高さその部分から壁頂までの最上面積の1/10以上
  - ・控え壁：塀の長さ4m以下ここに、厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある
  - ・基礎：コンクリートの基礎あり
  - ・基礎の埋入深さ：20cm以上
  - ・着しい積き及び釘けがない

**■ お申し込み及びお問い合わせ先** → 各市町村の建築主務課にご連絡ください。

富山市 076-443-2112	滑川市 076-475-1453	南砺市 0763-23-2037	立山町 076-462-9975
高岡市 0766-20-1429	奥州市 0765-54-2647	射水市 0766-51-6683	入善町 0765-72-3841
魚津市 0765-23-1031	砺波市 0763-33-1447	舟橋村 076-464-1121(P98)	朝日町 0765-83-1100(P246)
水見市 0766-74-8079	小矢部市 0766-53-5845	上市町 076-472-2477	

発行 富山県耐震化促進協議会  
富山県・富山市・高岡市・魚津市・水見市・滑川市・奥州市・砺波市・小矢部市・南砺市・射水市・舟橋村・上市町・立山町・入善町・朝日町  
(一社)富山県建築士事務所協会・(公社)富山県建築士会・(一社)富山県建築組合連合会・(一社)富山県優良住宅協会  
(一社)富山県住宅地協会・(一社)富山県建設業協会・(一社)富山県建築住宅センター・(公社)日本建築業協会北陸支店富山地域会  
(独行)住宅金融支援機構北陸支店  
富山県土木部建築住宅課 TEL 076-444-3356 FAX 076-444-4423  
木造住宅の耐震診断・耐震改修の支援制度  
<https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaiizen/bousai/jishin/kj00002134/kj00002134-001-01.html>  ©196年3月

ブロック塀の安全対策啓発リーフレット

(資料：富山県)

### ③ エレベーター・エスカレーターの防災安全対策

県と連携し、エレベーター・エスカレーターの定期報告等の機会を活用し、地震時のリスク等を建築物所有者等に周知することで、耐震安全性の確保を促進します。

また、エレベーターの所有者・管理者に対しては、安全装置（地震時管制運転装置、戸開走行保護装置）の設置を指導するとともに、市民等に対して、エレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等について助言及び周知の徹底を図ります。

### ④ 天井等の落下防止対策

平成23年（2011年）の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場等の大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、県と連携し、既存建築物について定期報告制度等を活用した情報把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう啓発に努めます。

### ⑤ 家具の転倒防止対策等

家具の転倒等により、地震時の死傷の原因及び避難通路の妨げとなるおそれがあるため、家具の転倒防止対策の重要性やその対策ともなる居間・寝室等の部分的な耐震改修について周知し、対策を促進します。

#### ○家具の転倒防止策

対 象	対 策
ダンス・棚類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ L型金物、つっぱり棒で固定する。</li> <li>・ 重いものは下に、軽いものは上に入れる。</li> <li>・ 家具は前のめりに倒れてくるため、前の方に板を入れ、壁に寄りかからせるようにする。</li> </ul>
テレビ・パソコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できるだけ低い位置に置き、滑り止めやバンド等で固定し、上には何も置かないようにする。</li> </ul>
窓・ガラス面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓ガラスだけでなく、戸棚、額縁等のガラス面にも飛散防止フィルムを貼っておく。</li> </ul>
照明器具等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できるだけ天井や壁に直接取り付けるタイプのものを選ぶ。</li> <li>・ 吊り下げ型は揺れ、落下防止のためにチェーンや金具で数箇所留めておく。</li> <li>・ 額ぶち、壁掛け時計等も固定しておく。</li> </ul>
冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用のバンドや針金で、壁面に固定する。</li> </ul>
ピアノ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重いピアノは、なるべく寝室に置かない。</li> <li>・ アップライトピアノは、壁から10～15cm程度離しておく。</li> <li>・ 脚部に、移動防止の耐震用インシュレーター（キャスター、受け皿）を置く。</li> </ul>

資料：消防庁等

⑥ 給湯器の転倒防止

東日本大震災や熊本地震では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことから、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が一部改正され、電気給湯器だけではなく、ガス、石油も含めたすべての給湯設備について転倒防止措置の基準が明確化されました。

こうした状況を踏まえ、設備の所有者・管理者等に対し、必要な転倒防止対策を講じるよう啓発を図ります。

⑦ 感震ブレーカー等の設置による震災時の火災対策

過去の大震災における火災の原因の多くが電気に関係するものとされており、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーはその有効な対策とされているため、設置の重要性を周知し対策を促進します。

感震ブレーカー普及啓発リーフレット  
(資料：富山県)

「広報なんど」による啓発  
(資料：南砺市)

## ⑧ 防災ベッド、耐震シェルターの周知

地震対策は建築物全体の耐震補強工事が最も有効ですが、個別の事情により、全体の耐震化が難しい場合には、比較的安価で耐震化を行える防災ベッド、耐震シェルター等の設置も有効となります。

このような一部屋耐震改修等（防災ベッド、耐震シェルター）の概要や防災効果等の周知を行い、地震時の倒壊から生命を守る取組に努めます。



防災ベッド

(資料：内閣府防災情報のページ)



富山型耐震シェルター(※)

(資料：富山県 HP)

(※) 富山型耐震シェルター

地域材を活用した耐震シェルターで、既存住宅に短期間かつ低コストで設置できる。

## ⑨ 新耐震基準の木造住宅への対応

阪神淡路大震災では、昭和56年（1981年）以降の比較的新しい木造住宅の一部において倒壊等が発生したほか、熊本地震では、新耐震基準により建築された住宅が多数倒壊したことが国等の調査により報告されています。

このため、市民に対し、新耐震基準木造住宅についても定期的な点検や適切なメンテナンス等を実施し、性能を維持していくことの必要性について普及啓発を図ります。

## (2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラス・屋根瓦の落下、附属設備等の危険性を判定する「応急危険度判定士」や「被災宅地危険度判定士」の確保に努めます。

また、判定時に連絡調整の役割を果たす、判定コーディネーターの養成や避難施設の優先的な判定体制の整備等、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進めます。

## (3) 応急仮設住宅の供給体制の整備

大規模な地震が発生した際に、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅を供給する体制を整備します。建設型応急住宅の建設にあたっては、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)日本ムービングハウス協会及び(一社)日本ログハウス協会への協力要請します。また、敷地整備に関して、(一社)富山県建設業協会との連携体制構築について検討します。

## (4) 危険空き家等に関する対策

本市では空き家が増加傾向にあり、今後、大規模な地震が発生した際に、倒壊等により、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。そのため、市の空き家施策と連携しながら、管理不全空家等(※1)や特定空家等(※2)の所有者又は管理者に対して、改善の指導や除却等の啓発を行います。

また、空き家の無料相談や「南砺市不動産バンク」による情報提供を行い、空き家の利活用を推進し、空き家の削減に努めます。

さらに、空き家を放置されないよう、不動産等の関係団体との情報交換や関係団体が実施する普及啓発への支援を行うなど、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に取り組みます。

(※1) 管理不全空家等：適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等

(※2) 特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められる空家等（「空家等対策の推進に関する特別措置法」による）

### ○南砺市の空き家の状況

		住宅総数 (戸)	空き家数 (戸)	住宅総数に占める割合 (%)
南 砺 市	平成 20 年	17,630	820	4.7
	平成 25 年	18,450	1,890	10.2
	平成 30 年	18,380	2,210	12.0
	令和 5 年	19,630	2,800	14.3
令和 5 年 (富山県)		473,900	69,700	14.7
令和 5 年 (全 国)		65,046,700	9,001,600	13.8

資料：令和5年住宅・土地統計調査（総務省）

## (5) がけ崩れ、土砂災害等による建築物の被害の軽減対策

### ① がけ地近接等危険住宅移転事業の実施

地震時におけるがけ地付近に位置する住宅は、住宅そのものの倒壊等だけではなく、がけ地の崩壊等による被害が想定されるため、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を推進することにより、地震に伴うがけ崩れ等による住宅の災害防止に努めます。

### ② 土砂災害対策改修に関する事業

地震等の災害時に、がけ崩れ等の被害が発生するおそれのある土砂災害特別警戒区域内の住宅について、土砂災害に対して安全な構造とする改修工事や防護壁を設置する所有者等に対し、県と連携し、国の支援制度を活用し、補助・助成する事業に対して助言・支援等を行います。

## (6) 歴史的な街並みに配慮した取組

本市の井波、城端、福光、福野の各地区には、門前町、市場町として栄えた歴史的な街並みが残されています。往時を偲ばせる彫刻工房や町家、土蔵、石垣等が残り、落ち着いた雰囲気醸し出しています。

こうした地区の住宅・建築物については、歴史的な資産としての価値を損なわない形で耐震化及び歴史的な街並み景観への配慮に努めます。



井波 八日町通り

(資料：(一社)南砺市観光協会)

## 4 改正耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等

### (1) 要緊急安全確認大規模建築物(※1)の耐震化

耐震診断義務付け対象建築物について、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、耐震改修や建替えが早急に出来るよう、市は国や県と連携して耐震改修に対して支援を行うこととし、支援制度を周知し、耐震化を促進します。

(※1) 要緊急安全確認大規模建築物 (P5～6 「5 用語の定義」参照)

### (2) 防災拠点施設(要安全確認計画記載建築物)(※2)の耐震化

庁舎や避難所等の防災拠点施設(大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物)については、耐震性の確保が早急に必要です。

本市においては、該当施設は概ね耐震化が図られており、特にその耐震化を進める必要がある施設として、県計画への位置づけ(※3)を希望するものは現状においてありません。

(※2) 要安全確認計画記載建築物 (P5～6 「5 用語の定義」参照)

(※3) 県では、市町村の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠点施設のうち、市町村が特にその耐震化を進める必要があるものとして県計画への位置づけを希望するものを指定することができる。指定した場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる(1/3 から 2/5 へ)メリットがある。

### (3) 緊急輸送道路等の沿道建築物(要安全確認計画記載建築物)(※4)の耐震化

県では、富山県地域防災計画に定める緊急輸送道路について、①相当数の建築物が集合する地域を通過すること、②市町村の区域を越える相当数の者の円滑な避難を困難とすること、③迂回路の有無、等の観点から検証し、道路整備率が全国トップクラスである状況等も踏まえ総合的に判断した結果、その沿道建築物(組積造の塀を含む。)について耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要がある路線は無いとの報告がされています。

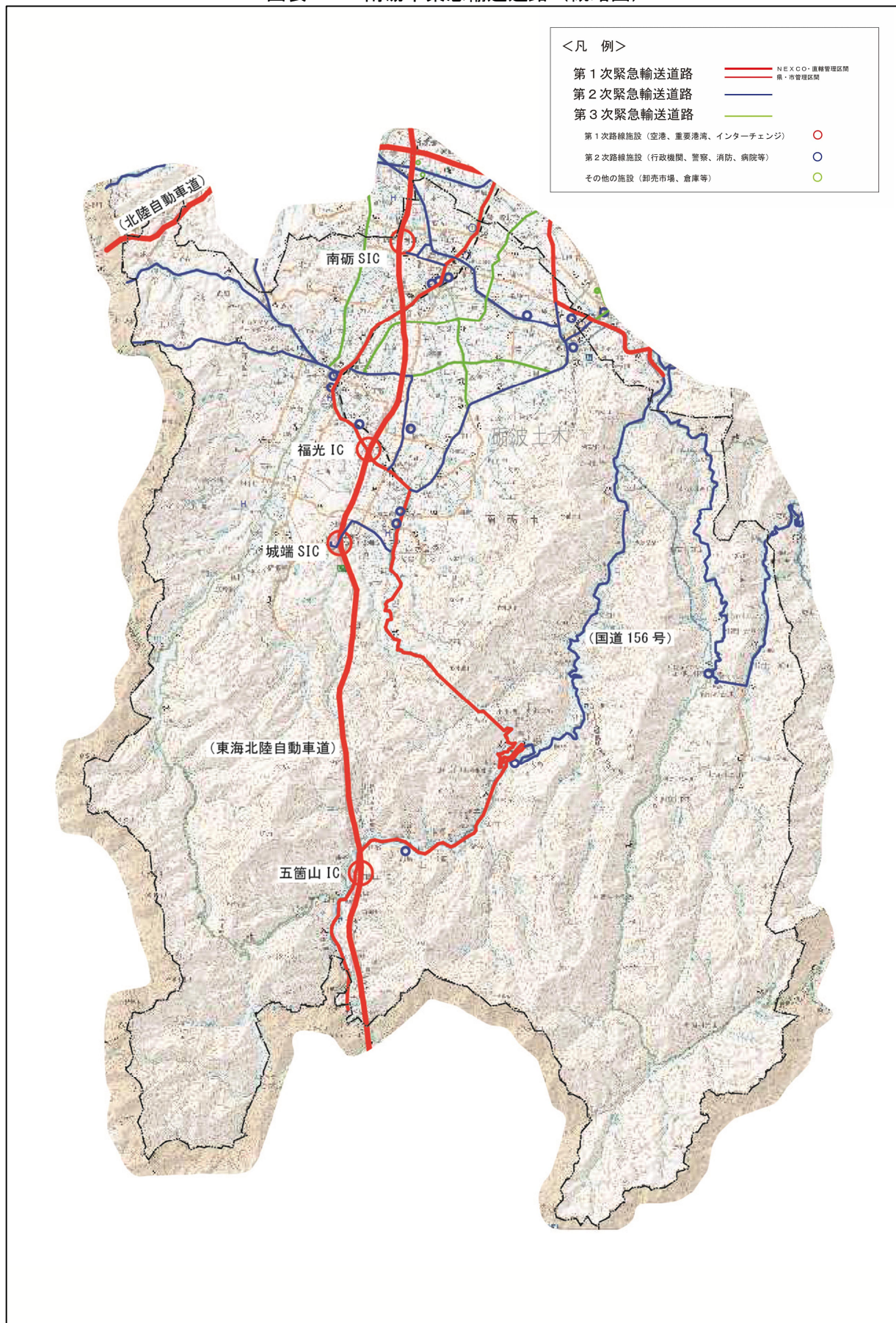
本市においても、県と同様の視点から、耐震診断を義務付等する避難路として指定する必要がある路線は、現状においては無いと判断されます。

ただし、地震発生時における交通の確保は、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の緊急輸送道路の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急輸送道路については、広域的な避難・物資搬送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う道路部局をはじめとして、災害時に実際に使用する立場である警察・消防等の関係部局との連携体制を整備します。

(※4) 要安全確認計画記載建築物 (P5～6 「5 用語の定義」参照)

図表 3-1 南砺市緊急輸送道路（概略図）



資料：富山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）（令和7年3月修正版）を加工して作成

○緊急輸送道路一覧

緊急輸送道路	路線数	道路延長 (km)
第1次緊急輸送道路(I)	8	44.0
第2次緊急輸送道路(II)	19	101.5
第3次緊急輸送道路(III)	5	24.1
合計	32	169.9

資料：富山県地域防災計画（資料編）（令和7年3月修正版）を加工して作成

- (I) 県内外の広域的な輸送に不可欠な北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路
  - (II) 第1次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路
  - (III) 上位路線を相互に補完する幹線道路
- ※ 道路延長の一部は砺波市の延長を含む。

**(4) 各種認定制度等による耐震化の促進**

耐震改修計画の認定や建築物の地震に対する安全性の認定、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定については、次のとおりの特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し、制度活用の普及促進を図ります。



国指定認定マーク

○認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置メリット等
耐震改修計画の認定【計画認定】 (耐震改修促進法第17条)	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されない。
建築物の地震に対する安全性の認定【安全性認定】 (耐震改修促進法第22条)	建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、上記のようなマークを建築物等に表示することができる。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定【要改修認定】 (耐震改修促進法第25条)	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有権建築物（マンション等）は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が3/4以上から1/2超（過半数）に緩和できる。

(※) 所管行政庁 (P5～6 「5 用語の定義」参照)

## 第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

### 1 耐震化促進のための環境整備

#### (1) 相談体制の充実

##### ① 安心して相談できる環境の整備

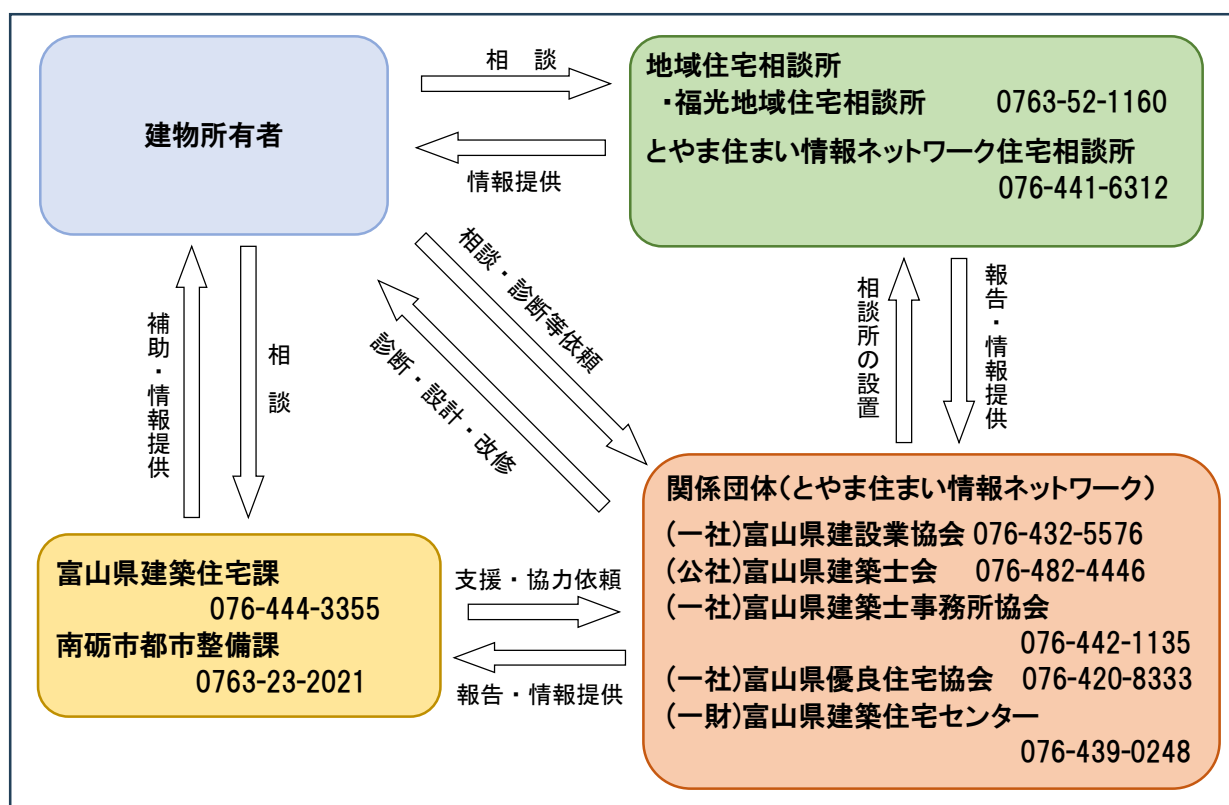
市民や建築物所有者等が所有する建築物の耐震化に関する様々な疑問を適切に解決できるよう、建築行政担当部署において、建築物の耐震化に関する相談窓口を設置しており、今後も相談内容の充実や必要な情報提供に努めます。

##### ② 住宅相談所等との連携した相談体制の充実

建築関係団体で構成する「とやま住まい情報ネットワーク」が設置している住宅相談所や福光地域住宅相談所との連携を図りながら、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要等、専門的事項に対応できるよう相談体制の強化を図ります。

また、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、市民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図るとともに、建築関係団体に対しても耐震化へ向けての普及啓発活動を促進します。

図表 4-1 関係機関と連携した相談体制イメージ



- ・とやま住まい情報ネットワークとは、(一社)富山県建設業協会、(公社)富山県建築士会、(一社)富山県建築士事務所協会、(一社)富山県優良住宅協会及び(一財)富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。
- ・相談内容は、①住宅のバリアフリー化等に関する相談、②住宅・建築に関するまちづくりの相談等、③住宅の資材、部品、生活関連商品に関する相談、④施工または構造に関する技術相談、⑤リフォーム、アスベスト関係に関する相談等で、常駐の建築士が窓口又は電話で相談に応じている。

## (2) 市ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等による情報提供

市ホームページや「広報なんと」、ケーブルテレビ、市政テレビ番組等のマスメディアを活用し、耐震診断・耐震改修等に関する各種支援制度の情報や耐震化に関する事業・制度等について広く市民に情報を発信します。

**あなたの家やブロック塀は大丈夫？  
で自宅の耐震化・克雪化を支援します!**

まずは耐震診断から 建築士がご自宅を訪問して、耐震診断を行います。

**自己負担額** 自己負担額は延べ床面積と  
階面の有無に応じて、  
2千円～6千円です。

**対象となる住宅** ・木造の一戸建てで2階建て以下のもの  
・昭和56年5月31日以前に完工して建てたもの  
・在来軸組工法(柱・梁・筋交いで支える工法)によるもの

問い合わせ (一社)富山県建築士事務所協会 ☎076-442-1135

**耐震改修の支援** 耐震診断の結果、耐震補強が必要と判定された場合、  
所有する住宅の耐震改修工事費用の一部を支援します。

**補助金額** 耐震改修工事に必要な経費の5分の4  
**最大140万円**  
(補給対象経費20万円を含む)  
※補助金申請後に交付決定を待ってから施工してください。

**対象となる工事** ①建築物全体を改修する工事  
②1階だけを改修する工事  
③建物全体を段階的に改修する工事  
④1階の主要居室だけを改修する工事

**ブロック塀等の除去支援** 地震発生時に避難所へ逃げるための避難経路上にある  
危険なブロック塀等の除去にかかる費用の一部を支援します。

**補助金額** ①避難所に高したブロック塀等の除去  
補助対象経費の3分の2 **最大10万円**  
②避難所に高したブロック塀等の除去かつ再設置  
補助対象経費の3分の2 **最大15万円**  
※補助金申請後に交付決定を待ってから施工してください。

**危険なブロック塀とは...**  
・高が高すぎる  
・厚みがない  
・横きがある  
・ひび割れがある  
など

**克雪住宅の普及支援** 山間道疎地域にある住宅を対象に、  
克雪住宅を新築・改築・改良する費用の一部を支援します。

**補助金額** ①落雪式住宅(金属板葺きの屋根で、雪重を堰けるなど雪が自然に落ちる構造)で、  
対象工事費が100万円以上の場合 **最大30万円**  
②軌道式住宅(電気・ガス・灯油などで駆動できる屋根設備の住宅)で、  
対象工事費が150万円以上の場合 **最大50万円**  
※補助金申請後に交付決定を待ってから施工してください。

**瓦屋根の耐風改修支援** 耐震診断の結果、基準に不適合と判定された  
住宅瓦屋根の改修工事費用の一部を支援します。

**補助金額** 対象住宅の耐風改修費用の23/100 **最大55万2千円**  
※補助金申請後に交付決定を待ってから施工してください。

問い合わせ 南砺で暮らしませんか 住宅係 ☎0763-23-2037

5 広報なんと  
2025.5

「広報なんと」による各種支援制度のお知らせ

## (3) 耐震診断・施工事業者の情報提供

県では、県民が住まいの耐震化を検討するにあたり、事業者を探すための参考資料として活用できるよう、耐震改修工事を実施できる「富山県木造住宅耐震改修事業者リスト」を県ホームページにおいて公開しています。

市は、市民が安心して住宅・建築物の耐震化に取り組めるよう、相談窓口等において、当該リストについて紹介するなど、耐震診断・施工事業者の情報提供に努めます。

■富山県木造住宅耐震改修事業者リスト

**富山県木造住宅耐震改修事業者リスト**

令和7年3月31日現在

県内で木造住宅の耐震改修工事を実施することができる事業者からの申請に基づき掲載しています。

※ご利用上の注意事項  
 ・このリストへの掲載は事業者からの申請に基づく任意のもので、耐震改修の業務は本リスト掲載事業者に限定されるものではありません。  
 ・本リストに掲載事項は申請に基づいたものであり、その後の事情により変更されている場合があります。  
 ・本リストの掲載資格受審者については、県が開催した講習会を受講した者がいる場合のみ、「○」を記載します。  
 ・本リストの建設許可については、建築工事は大工工事の建設許可を得ている場合のみ、「○」を記載します。  
 ・本リストに掲載された事業者との間で生じた紛争等については、県が責任を負うものではないことをご了承ください。  
 ・本リストは随時更新いたします。

記載欄：市町村毎に申請受付欄

市町村名	事業者名	住所	電話	F A X	講習会 受講	耐震改修 設計	耐震改修 工事	建設許可	メールアドレス又は ホームページアドレス
富山市	田知本建設株式会社	富山市赤田625番地2	076-425-8800	076-425-8807			○	○	tachimoto-k.8800@poplar.ocn.ne.jp
	東武建設株式会社	富山県富山市山室200番地1	076-491-3897	076-492-6070		○	○	○	info@tobukensetsu.com
	有限会社羽根建設	富山市羽根98の1番地	076-422-1335	076-493-0195		○	○	○	hane@atlas.plala.or.jp
	株式会社岡部	富山市八人町6-2	076-441-4651	076-431-6340			○	○	azuma@okabe-net.co.jp
	総合建設アウルウィング	富山市山室荒屋81番地	076-425-3711	076-413-3006	○	○	○	○	info@owlwing.com
	株式会社北越総合建設	富山市四方新33-1	076-435-1141	076-435-1742			○	○	hokuet@violin.ocn.ne.jp
	株式会社北総建設	富山市布目1192番地1	076-435-3578	076-435-3585			○	○	hokusou@road.ocn.ne.jp
	下島建設株式会社	富山市瑞中町蔵島81-1	076-466-2577	076-466-2027	○	○	○	○	shimo.ken@nifty.com
	株式会社三次元アーキテクト	富山県富山市兵衛町字長谷22-5	076-482-6336	—	○	○	○	○	info@sigen.jp http://3iigen.in/

(資料：富山県 HP)

(4) 技術者の確保等

住宅・建築物の耐震診断や耐震改修を行う技術者の確保及びその技術力向上を図るため、市内の建築士及び大工、工務店等に対し、県や建築関係団体が開催する講習会等の周知及び積極的な参加を呼びかけます。

また、講習会や技術研修を通して、耐震化の専門的知識を有する市担当職員の育成を図ります。

**『木造住宅耐震リフォーム達人塾』開講のお知らせ**

R7年度

富山県耐震改修促進計画では、令和7年度までに住宅の耐震化率を90%にすることを目標としており、県、市町村及び建築関係団体が連携して、耐震診断・耐震改修への支援や耐震化の必要性についての普及啓発活動を行っています。昨年同様、耐震改修事業者等の技術力の向上のための講習会として、**低コスト工法**を重点としていただくための講習会を開催いたします。是非ともご活用ください。

なお、オンライン版講習会を受講した方は、**対面版講習会(施工演習コース)**を無料で受講いただけます。また、対面版講習会(施工演習コース)を受講した方は、**オンライン版講習会を無料で受講していただけます。**

**●共通**  
**対象者：**富山県内で木造住宅の耐震診断、耐震改修に従事されている建築技術者等

**●オンライン版講習会**  
**受講期間：**アクセスキーが到着した日(令和7年11月28日(水))から**令和8年2月27日(金)**まで  
**受講料：**5,600円(テキスト・資料代(送料含む)) **対面版受講者(令和7年度)は無料です。**

※ テキストに請求書が同封されて送付されますので、直接NPO法人運人塾へお支払いください。  
 ※ オンライン版受講者(令和8年度)は、1,000円(テキスト・資料代(送料含む))となります。  
 ただし、対面版受講者(令和8年度)は、5,600円(テキスト・資料代(送料含む))となります。

**定員：**なし

**申込方法：**NPO法人運人塾へ**【富山県主催 2025年度申込フォーム】**からお申し込みください。  
<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe69Yth5f5bFOs8jebXJfDeZa7c7zq9WdIAuKcUdDpJfJag/viewform> **【こちらから直接お申込みいただけます】⇒**

**受講方法：**お申し込みから10日程度で、テキストとオンライン版講習会のアクセスキーが郵送が届きます。  
 ・合計18の講座が受講可能であり、その組み合わせで、「ベーシックコース」「アドバンスコース」「エキスパートコース」「施工演習コース」「設計演習コース」のいずれのコースも受講いただけます。  
 ・受講後、オンライン上で、ご希望のコース毎の達成度評価テスト(4択)を受講いただき、7割以上の成績で受講認定となります。  
 ・動画及び達成度評価テストは受講期間中、何度でも受講・受検できます。

**●対面版講習会(施工演習コース)**  
**開催日：**令和8年1月19日(月) 9時半～16時半  
**会場：**富山県木材研究所(射水市黒河新4940) 講義室、試験棟  
**受講料：**5,600円(テキスト・資料代(送料含む)) **オンライン版受講者(令和7年度)は無料です。**  
 ※ 対面版受講者は、オンライン版の受講も可能です、予言の実施をお勧めします。

**定員：**40名  
 ※ 受付は先着順とします。 **対面版受講申込フォーム** **【こちらから直接お申込みいただけます】⇒**

**申込方法：**オンライン版の申込方法と同じです。  
 ※ 締切り日は令和7年12月26日(金)とします。

主催：富山県、富山県住宅耐震化促進協議会  
 共催：国立大学法人名古屋工業大学高度防災工学研究センター、富山県住まい街づくり協会  
 後援：特定非営利活動法人運人塾

**運人塾講習会 プログラム**

**●オンライン版講習会の内容**

◆各講義の概要

対面版受講コースごとのオンライン版講習会対応表

講義名	受講時間 の目安	ベーシック コース	アドバンス コース	エキスパート コース	施工演習 コース	設計演習 コース
第1講 耐震改修促進のための7つの鉄則	30分	○	○	○	○	○
第2講 低コスト耐震補修の手引き解説	80分	○	○	○	○	○
第3講 ネットワークの重要性と今後の展開	20分	○	○	○	○	○
第4講 実務で発生したトラブルの解決ノウハウ	40分	○	○	○	○	○
第5講 住宅所有者の心理的課題	45分	○	○	○	○	○
第6講 構造法、核心計算、補修計算の基礎	22分	○	○	○	○	○
第7講 手計算で理解する構造法、補修計算(入門編)	45分	○	○	○	○	○
第8講 手計算で理解する構造法、補修計算(応用編)	90分	○	○	○	○	○
第9講 耐震診断、改修設計ソフトの操作手法と注意点	15分	○	○	○	○	○
第10講 設計演習課題(1)	60分	○	○	○	○	○
第11講 設計演習課題(2)	60分	○	○	○	○	○
第12講 設計演習課題(3)	55分	○	○	○	○	○
第13講 設計演習課題(4)	55分	○	○	○	○	○
第14講 施工者として知っておきたい補修設計のポイント	45分	○	○	○	○	○
第15講 木造住宅の施工品質と耐震性能	16分	○	○	○	○	○
第16講 低コスト工事の施工ノウハウを現場で実証する	45分	○	○	○	○	○
第17講 改修設計の経験すべて解説！運人テクニクQ&A	22分	○	○	○	○	○
第18講 改修現場の経験すべて解説！運人テクニクQ&A	16分	○	○	○	○	○

※ オンライン版受講の場合のご注意  
 この対応表は参考です。コースにこだわらず、ご興味のもてる講義から順に視聴いただければ結構ですが、次の場合は、受講認定のため、達成度確認テストを受験し、7割以上の成績が必要なので、対応するコースの講義を必ずご履修下さい。  
 ・木造住宅耐震改修事業者リストの「講習会受講」欄に追記を希望する場合(ベーシックコースは追記対象外)  
 ・建築関連CPDの認定を希望する場合

◆各コースの概要  
 「ベーシックコース」：耐震改修未経験者、初心者に向けた入門コース  
 「アドバンスコース」：低コスト工法を習得するコース  
 「エキスパートコース」：徹底的な演習課題で耐震改修技術をマスターするスキルアップコース  
 「施工演習コース」：耐震改修専用工法の施工のノウハウと施工現場を集めた実務演習  
 「設計演習コース」：耐震診断ソフト・耐震改修設計の習得を中心とした設計演習

**●対面版講習会(施工演習コース)の内容**  
 ①耐震改修促進のための7つの鉄則(50分) ②安価な耐震改修工法紹介(60分) ③耐震改修を諦めさせないために(30分) ④木造住宅の施工品質と耐震性能(20分) ⑤施工者として知っておきたい耐震改修設計の基本(30分) ⑥低コスト耐震改修事例(10分) ⑦模型を使った施工実習・実演(90分) ⑧質疑応答、アンケート記入(15分)

**●CPD認定等の申し込み方法**  
 受講認定者以下をご希望の方は、それぞれ必要事項をご記入の上、E-MAILでお申し込みください。  
 (申し込み先のE-MAIL:アドレス: motoki.matsushima(アットマーク)pref.toyama.lg.jp)  
 ※ 各自の受講認定テストを受験いただき、7割以上の成績で受講認定となります。(対面版の受講者も同様)

1 **建築関連CPDの認定を希望する場合(申込と併し、各講座毎に記入)**  
 ・必要事項:お名前(フリガナ)、メールアドレス、受講者番号、コース名、建築士番号又は建築士番号  
 ・メール件名は「運人塾CPD認定希望」としてください。

2 **木造住宅耐震改修事業者リストの「講習会受講」欄に追記を希望する場合(ベーシックコースは追記対象外)**  
 ・必要事項:お名前(フリガナ)、メールアドレス、受講者番号または建築士番号、コース名  
 ・メール件名は「木造住宅耐震改修事業者リスト記載追加希望」としてください。

(発行)富山県土木部建築住宅課 電話番号 076-444-3356 (87.11)

講習会開催の案内チラシ

(資料：富山県 HP)

## 2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

### (1) リーフレット等の配布による普及啓発

県では、木造住宅の耐震診断・改修支援事業等を紹介するリーフレットや耐震改修工事事例集等を作成し、耐震診断や耐震改修の促進のための普及啓発活動に活用しています。

本市においても、耐震相談窓口にてリーフレットを常備し配布するとともに、出前講座や総合防災訓練等イベント時においてリーフレットを配布し、耐震化の重要性について周知や情報提供に努めます。

また、総合防災訓練等の機会に耐震化についての相談窓口を設置するなど、直接市民に耐震化の必要性について周知・啓発します。

#### ■富山県で作成されたリーフレット及び耐震改修工事事例集

早く耐震化せんまいけ! 県・市町村が支援します!

### 耐震診断・改修で自分の命は自分で守る

もう地震が怖くないのは「当たり前」

大丈夫ですか?

昭和56年5月以前に着工した戸建木造住宅(2階建て以下)の耐震化を支援します!

1 住まいの耐震診断について  
県が9割以上負担  
自己負担額は住宅規模などに応じて2,000円~6,000円

2 住まいの耐震改修について  
設計で最大20万円  
工事で最大120万円  
補助上限額を引き上げました!

住宅の道路に面する危険なブロック塀の除却にも支援します!

補助金額  
除却工事費の3分の2 最大10万円

補助の対象となる工事  
原状回復費(壁・床に付随する材料の取替等)  
自治体による耐震診断補助メニューが完全無料となります。

注意事項  
工事実施に申し込みが必要となります。

富山県

令和7年5月より補助上限額を引き上げます

### 被災住宅の耐震化を支援します

補助対象者  
り災証明で「準半壊以上」の判定を受けた戸建木造住宅(2階建て以下・在来軸組工法)にお住まいの方

補助対象となる工事  
1 現場での建替え工事  
2 耐震改修工事  
3 次のいずれかの工事  
①全壊改修 (lw00.10)、②3割のみ部分改修 (lw00.10)、③1階主要部室のみ部分改修 (lw00.15)、④全体を機能改修 (lw00.7)

災害救助法の応急修理補助金の対象を除く工事  
例) 応急修理補助金で「自治体」の修理費の補助を受けた場合、「自治体」部分の耐震改修工事費は、補助対象外となります。

お申込み・問合せ先  
お住まいの住宅のある市町村の窓口

富山県	076-443-2112	金沢市	076-26-1429	新津市	076-51-6683
富山県	076-74-8979	富山県	076-423-1453	富山県	076-24-2447
富山県	076-23-2447	小浜市	076-23-1848	高岡市	076-23-2037
舟橋村	076-464-1121	上野市	076-472-1111	志保町	076-462-9976
御前町	076-43-1350				

富山県土木建築住宅課 建築指導係 TEL: 076-444-3356  
MAIL: akemichijuta@01.pref.toyama.lg.jp

耐震改修で安心な住まい  
- 耐震改修工事事例集 -

富山県

### (2) 出張耐震説明の実施

市は、総合防災訓練や市で開催されるイベント等に合わせ、関係団体等と連携しながら、ブース設置やパネル展示等による耐震化に係る情報提供に努めます。

また、県及び関係団体との連携によるセミナー、講習会の開催や市政出前講座「なんとセツメール隊」を活用し、耐震化の必要性や支援制度等を市民にわかりやすく説明するなど、耐震化の必要性を理解してもらおう場や機会の充実に努めます。

市政出前講座  
なんとセツメール隊  
を派手に楽しもう!!

いつでも皆様のもとにお邪魔してわかりやすく市政を説明します!

派遣の手順  
1. 申し込み(1ヶ月前まで)  
2. セツメール隊が会場に到着し、説明・FAX・メールにて、商談で申し込みを受理し申し込み以上の説明を行います。

申し込みと準備  
3. 申請書提出  
4. 商談で申し込みを受理し申し込み以上の説明を行います。

富山県

市政出前講座「なんとセツメール隊」リーフレット

### (3) 耐震啓発ローラー作戦による啓発

旧耐震基準に基づいた住宅の所有者に対し、ダイレクトメールの送付等により直接的に住宅所有者へ住宅耐震化を促します。

また、県の木造住宅耐震診断支援事業を利用した住宅所有者に対し、県と連携し、耐震診断結果報告時に、チラシ等の配布・説明、費用目安の提示、改修事業者リストの提供等により耐震改修を促します。

さらに、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、戸別訪問や案内を送付し、耐震改修を促します。

### (4) 地震防災マップ等を活用した啓発

住宅・建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題として捉え、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、南砺市地震防災マップ等を活用した普及啓発活動に取り組みます。



南砺市地震防災マップ

### 3 経済的な耐震改修等の方策の促進

#### (1) 住宅リフォームにあわせた耐震改修の誘導

市及び県の住宅相談窓口、建築関係団体において、リフォームに関する相談者に対し、リフォームにあわせてより効率よく耐震改修が実施できることを啓発し、支援制度等の情報提供をしながら、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。

また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性ととも安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、助成制度の周知を図りながら、リフォームにあわせた耐震改修を働きかけます。

なお、相談窓口等では、次の事項に関する情報の提供にも努めます。

- リフォームにあわせた耐震改修として、大規模な住宅において使用していない部分の減築や重い屋根材を軽くするなど、様々な手法もあわせて周知します。
- 湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により建物本来の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについて周知に努めます。
- 富山型高性能住宅としての既存住宅の省エネ改修や空き家の利活用促進、市産材・県産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行います。

#### (2) 低コスト工法の周知

耐震化が進まない要因の一つとして、工事費への負担感が挙げられ、低廉な費用負担で耐震改修工事を実施できることが求められます。

県では、建築士等を対象とした低コスト工法に係る講座・演習等を通して、低コスト工法の普及に努めています。

このため、市は、県と連携し、窓口相談や講習会、出前講座等の機会において、低コスト工法に関する情報提供や周知を行い、住宅の耐震化促進に努めます。

**“安価な耐震改修工法”をご存知ですか？**

- 減災協議会で開発・評価している工法だから **安全**
- 愛知県内の市町村の補助対象工法だから **安心**
- 天井や床などの解体が少なく、ゴミの排出が少ない工法だから **お得**で **エコ**
- 多種多様な工法を用意！あなたの家に合った工法を選択可能だから **納得**

**一般的な耐震改修工法**

窓全体を補強

窓の一部を補強

外から窓を補強

安価な耐震改修工法の一例

窓の一部を補強

外から窓を補強

安価な工法を採用することのメリット

天井や床を解体せず補強できるので…

- 工事費が少なくなる！
- 施工期間の短縮！
- 住みながら工事可能！

370万  
耐震改修  
100万  
(補助金)

270万  
個人負担

170万  
耐震改修  
100万  
(補助金)

70万  
個人負担

200万円も安い！！

一般の改修工法 安価な工法

\*補助金100万円の場合 \*図数算定

安価な耐震改修工法の紹介（愛知県）  
（資料：国土交通省住宅局）

## 4 地域との連携・取組の支援

### (1) 自治会・町内会、自主防災組織との連携・取組の支援

耐震改修の促進には、地域の耐震化への意識向上が必要不可欠です。また、災害時の避難や消火活動では、地域に組織された自治会・町内会、自主防災組織等により、自助及び共助の観点から行われることが重要です。

このため市は、これらの組織と連携し、地域で実施する防災訓練等に合わせた耐震診断・耐震改修に関する市民への啓発や情報提供を推進します。

また、自主防災組織に対して、地震災害時において倒壊等のおそれがある危険な建築物の把握や避難路・通学路の点検、避難行動要支援者の情報把握・支援等で協力を依頼するなど、地域ぐるみの防災活動の促進を図ります。

### (2) 高齢者世帯等への啓発等

旧耐震基準の住宅所有者の多くを占める高齢者や高齢者のみ世帯への啓発が耐震化促進を図る上で重要であることから、ホームページやリーフレット等の広報だけでなく、地域や福祉関係機関（者）と連携し、各世帯の事情に応じ、住み替えや命を守る対策も含めて対策を提案するなど、耐震化への働きかけを推進します。

#### ① 高齢者世帯への周知活動の推進

自治会・町内会等の協力の下、高齢者世帯に対し、既存の補助事業や税制優遇措置、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度等についての周知活動を展開し、高齢者の耐震改修への意欲の向上を図ります。

#### ② 福祉関係機関（者）との連携

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや介護支援専門員等の福祉関係機関（者）と連携して、高齢者世帯への耐震化の働きかけを推進します。

特に、福祉関係者等の住宅訪問の際に、家具等が凶器とならないよう、転倒防止対策や配置方法等について必要な情報提供を行うよう努めます。

#### ③ 住宅改善やバリアフリー改修の機会にあわせた耐震改修のPR

市では、高齢者の身体機能が低下しても住み慣れた自宅で生活できるよう、また、重度の身体・知的障がいの方が在宅で生活しやすいよう、「高齢者が住みよい住宅改善支援事業」並びに「在宅重度障害者住宅改善費補助金事業」を実施しています。

高齢者や障がいのある方が、これらの支援事業を活用して住宅改善やバリアフリー改修等を実施する機会にあわせて、耐震改修工事との同時施工の働きかけを行うなど、耐震化への誘導を図ります。

## 第5章 建築基準法による勧告等についての所管行政庁との連携

### 1 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等

#### (1) 耐震改修促進法による指示等の実施について

市は、特定既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため、県がその所有者に対して行なう法第15条第1項の規定に基づく指導・助言並びに同条第2項に基づく指示等の実施及びその指示に従わなかった場合の公表等に対し協力します。

#### (2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施について

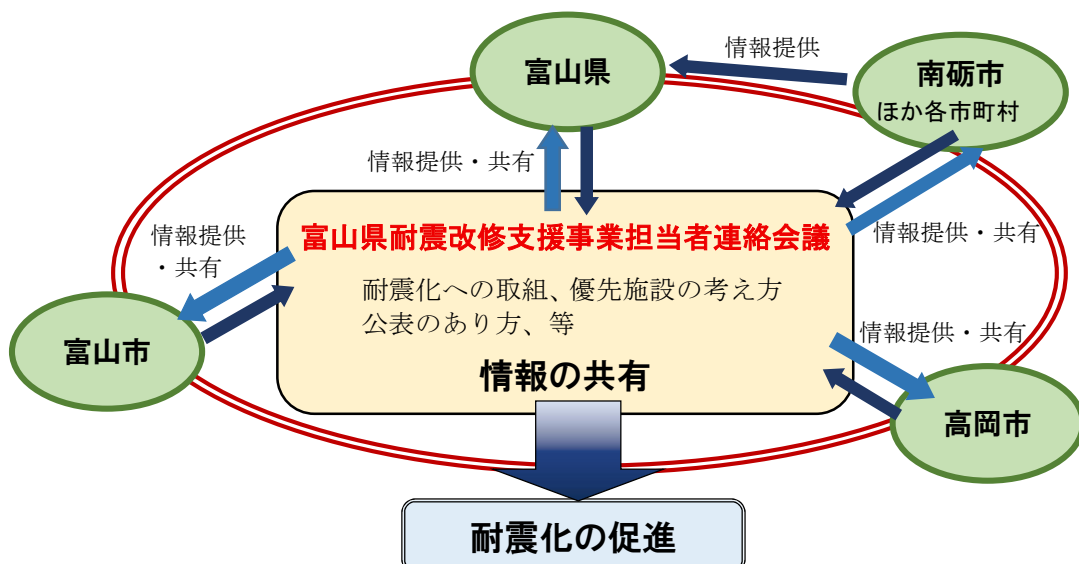
市は、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物について、県が所有者に対して行う建築基準法第10条第1項に基づく除却、改築、修繕等の勧告、及び同条第2項に基づく命令に対し協力します。

### 2 所管行政庁との連携

市は、所管行政庁である県と連携を密にし、情報の共有を図り、耐震改修促進法に規定する特定建築物の耐震化の促進に努めます。

情報の共有にあたって市は、県及び市町村の建築行政担当者（耐震担当者）で構成する「富山県耐震改修支援事業担当者連絡会議」や特定行政庁(※)等で構成する「富山県建築行政会議」に情報提供を行います。（※）特定行政庁（P5～6「5 用語の定義」参照）

図表 5-1 所管行政庁との連携のイメージ



## 第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

### 1 県、関係団体との連携

- 市は、県及び建築関係団体と連携して、市民が適切に耐震化に取り組めるよう努めます。  
また、設計事務所、施工業者等が耐震診断や耐震改修等の知識を身に付け、耐震化の重要性を認識し、建物所有者に対して適切に相談に応じられるよう講習会の開催等に努めます。
- 関係団体においては、会員が技術習得に向けて取り組むよう意識啓発を行うよう努めます。  
また、耐震化へ向けた相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修の技術的相談にあたる担当者の紹介や支援制度等の情報提供を行います。
- 市担当課は、県の関係課と連絡を密にし、所管建築物の耐震化の目標に向けて取り組みます。  
また、地域防災体制の整備の観点から災害に強いまちづくりが重要であり、自主防災組織や自治会・町内会等の防災活動の一環として、地震災害時において倒壊等のおそれがある危険な建築物の把握のための耐震診断受診の働きかけや、災害時の避難場所までの避難路沿いの危険箇所の点検等で協力をお願いするとともに、地震災害を未然に防止する活動を連携して行います。

